

世羅町下水道事業経営戦略

【公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業編】

令和 8 年度～令和 17 年度

目 次

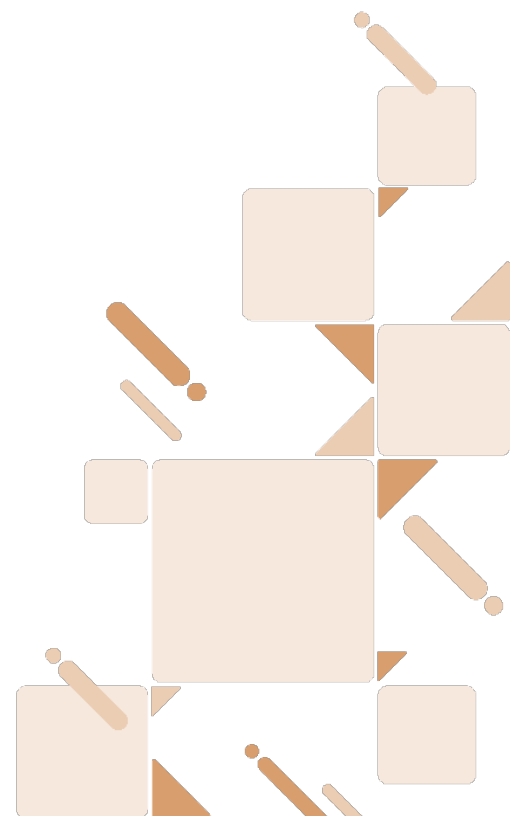
第1章	下水道事業経営戦略の策定	2
1-1	下水道事業経営戦略の見直しの趣旨	2
1-2	経営戦略の位置付けと計画期間	3
第2章	公共・特環の概要	6
2-1	公共・特環の概要	6
第3章	公共・特環の現状と課題	11
3-1	現状及び課題の分析	11
3-2	課題の整理	29
第4章	経営の基本方針	31
4-1	経営の基本方針	31
第5章	今後の施策	33
5-1	経営・運営の効率化（人）	33
5-2	効率的な整備と普及促進（モノ、カネ）	35
5-3	経営の健全化（カネ）	37
第6章	投資・財政計画	39
6-1	投資・財源の試算条件	39
6-2	収益的収支の見通し	40
6-3	資本的収支の見通し	42
第7章	進捗管理	53
7-1	基本方針	53
7-2	モニタリング手法	54
7-3	経費回収率向上のためのロードマップ	55
第8章	参考資料	59
8-1	総務省様式	59
8-2	用語集	73

第1章

下水道事業経営戦略の策定

1-1 下水道事業経営戦略の見直しの趣旨

1-2 経営戦略の位置付けと計画期間



第 1 章 下水道事業経営戦略の策定

1-1 下水道事業経営戦略の見直しの趣旨

本町では、下水道事業として、公共下水道事業（以降、公共と示します。）、特定環境保全公共下水道事業（以降、特環と示します。）、農業集落排水事業（以降、農集と示します。）を実施しています。

本町の公共は、甲山地区における生活環境の改善と、公共用水域の水質保全を目的として、平成 12 年度から着手し、整備を進めてまいりました。

公共・特環は、住民に不可欠な汚水処理サービスを供給する役割を有し、多額の設備投資を必要とすることから、中・長期的観点に基づいた計画的な経営を推進することが不可欠です。

地方財政全体が厳しい状況にある中で、今後も継続した未普及対策を進めながらも、下水道施設の維持管理や、老朽化施設の改築更新を行っていくためには、下水道事業に係る経費及び財源の見通しの把握が重要となります。

加えて、人口の減少や生活様式の多様化、節水意識の高まりなど、公共・特環の今後の経営環境は厳しさを増していくことが想定されています。

そこで、本町では、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組み、公共・特環の経営健全化を目指す指針とするため、下水道事業経営戦略（公共・特環編）を策定いたしました。

1-2 経営戦略の位置付けと計画期間

(1) 経営戦略の位置付け

本計画は、総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月）及び「経営戦略の策定推進について」（平成28年1月）に基づく「経営戦略」に位置付けるものです。計画策定に当たっては、本町の町政運営の骨格となる「世羅町第3次長期総合計画」や、下水道事業の基本計画となる「世羅町公共下水道事業計画」等の計画を反映したものとなっています。

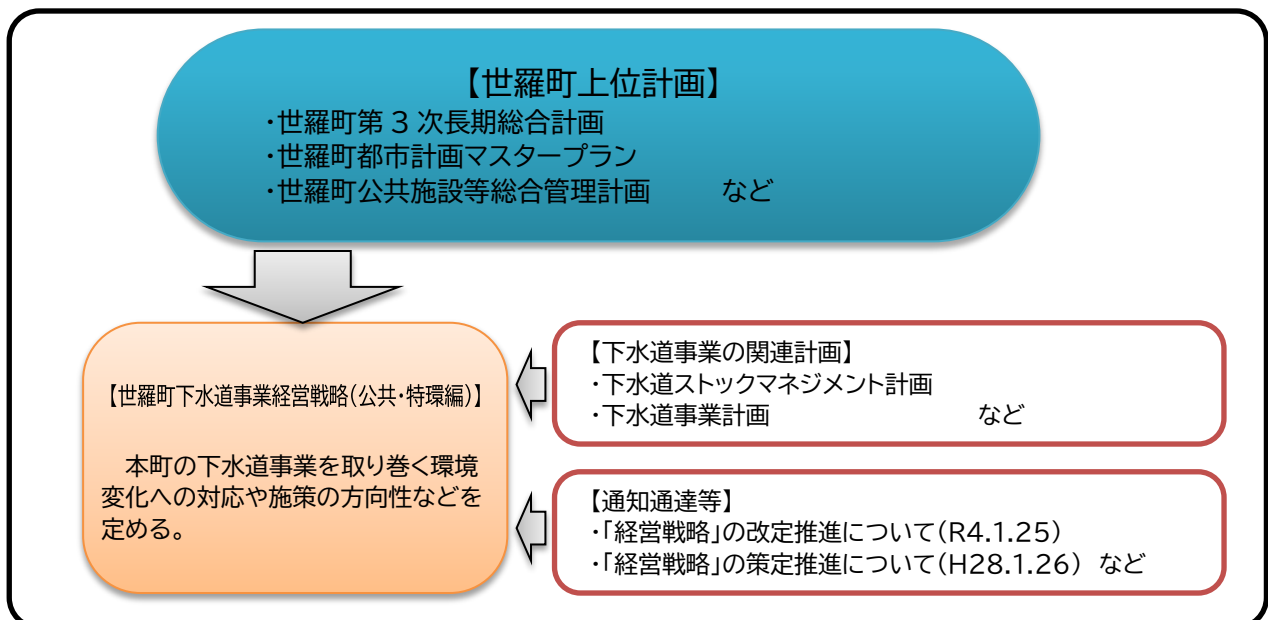
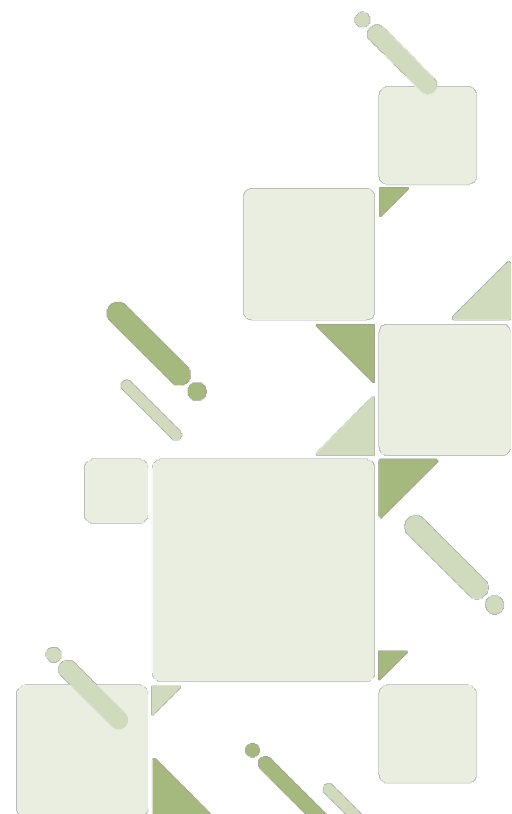


図1-1 経営戦略の位置付け

第2章

公共・特環の概要

2-1 公共・特環の概要



第2章 公共・特環の概要

2-1 公共・特環の概要

(1) 計画の概要

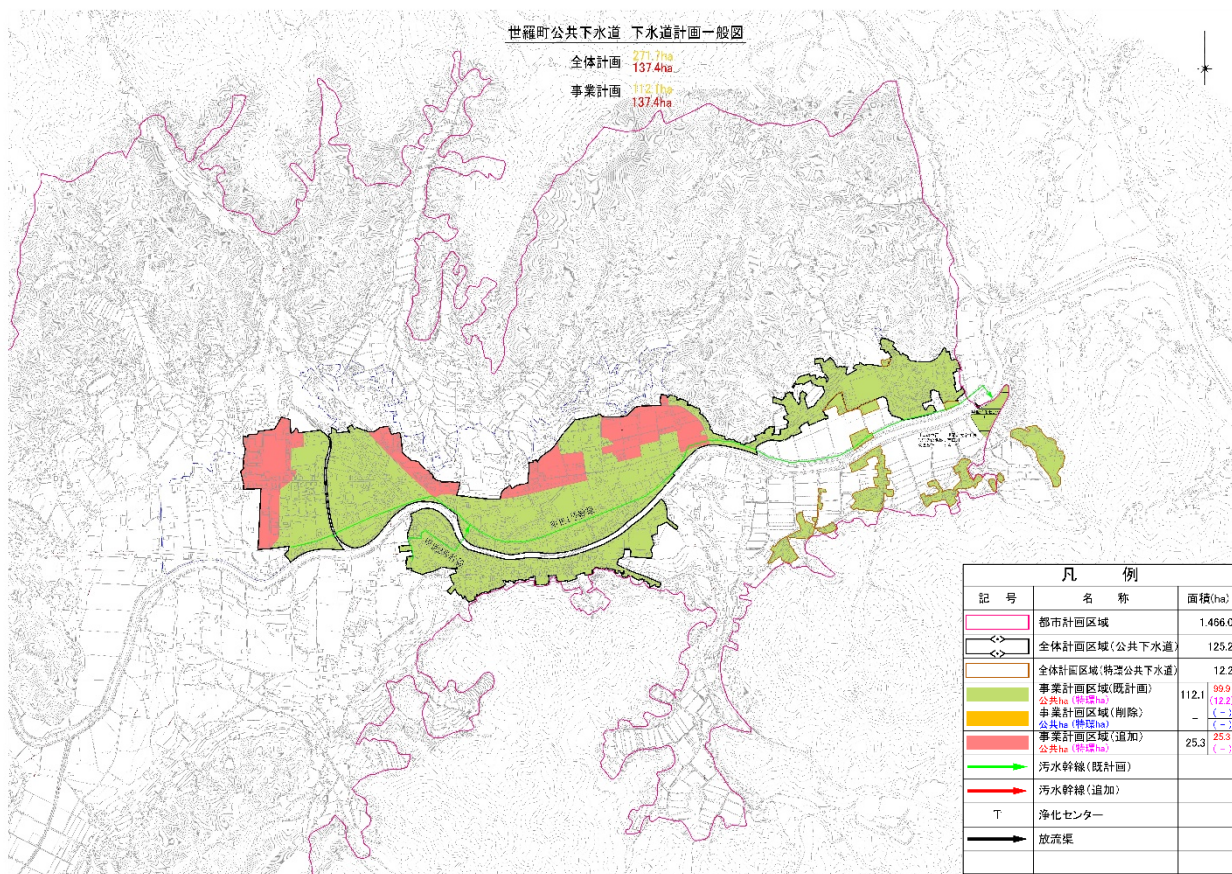
本町では、用途指定区域を中心とした市街地を対象とする公共区域と、その周辺地区を対象とする特環区域を設定し、この2つの区域を合わせた「甲世処理区」を対象として事業を行っています。

表2-1のとおり、公共・特環は、平成11年度に都市計画決定を行い、翌平成12年度に下水道法事業認可を受けて建設事業に着手しました。供用開始は平成21年度で、令和7年度末までに計5回の事業計画変更を実施し、今後は、約137.4haを対象に整備を進める計画としています。

表2-1 事業の沿革

項目	年月日
都市計画決定（当初）	平成11年12月09日
下水道法事業認可（当初）	平成12年05月23日
都市計画法事業認可（当初）	平成12年07月24日
建設事業開始年月日	平成12年09月01日
供用開始年月日	平成21年04月01日

出典：地方公営企業年鑑、世羅町公共下水道事業計画変更協議申出書



出典：世羅町公共下水道事業計画変更協議申出書（第5回変更）

図2-1 公共下水道事業計画一般平面図

(2) 整備状況

整備状況は、表2-2に示すとおりです。

本町の整備率は、公共区域で75% (94.0ha/125.2ha)、特環区域で100% (12.2ha/12.2ha)、全体では約77% (106.2ha/137.4ha) となっています。

また、処理区域内の人口密度は、公共区域で17.3人/ha、特環区域で12.1人/ha、全体では12.9/ha となっています。

終末処理場は、甲世浄化センター1箇所を供用しています。

表2-2 施設の整備状況

項目		内容	
供用開始年度 (供用開始後年)		平成21年度 (供用開始後16年)	
整備率 (面積)	公共	75%	(=94.0ha/125.2ha)
	特環	100%	(=12.2ha/12.2ha)
	合計	77%	(=106.2ha/137.4ha)
処理区域内 人口密度	公共	17.3人/ha	(=1,628人/94.0ha)
	特環	12.1人/ha	(=145人/12.2ha)
	合計	12.9人/ha	(=1,773人/137.4ha)
処理区数	1処理区 (甲世処理区)		
処理場数	1処理場 (甲世浄化センター)		

(3) 執行体制

本町の組織図の概略を図2-2に示します。公共・特環は、このほかの污水处理施設である農集とともに上下水道課上下水道係が担当しています。

世羅町行政機構図(令和7年4月1日現在)

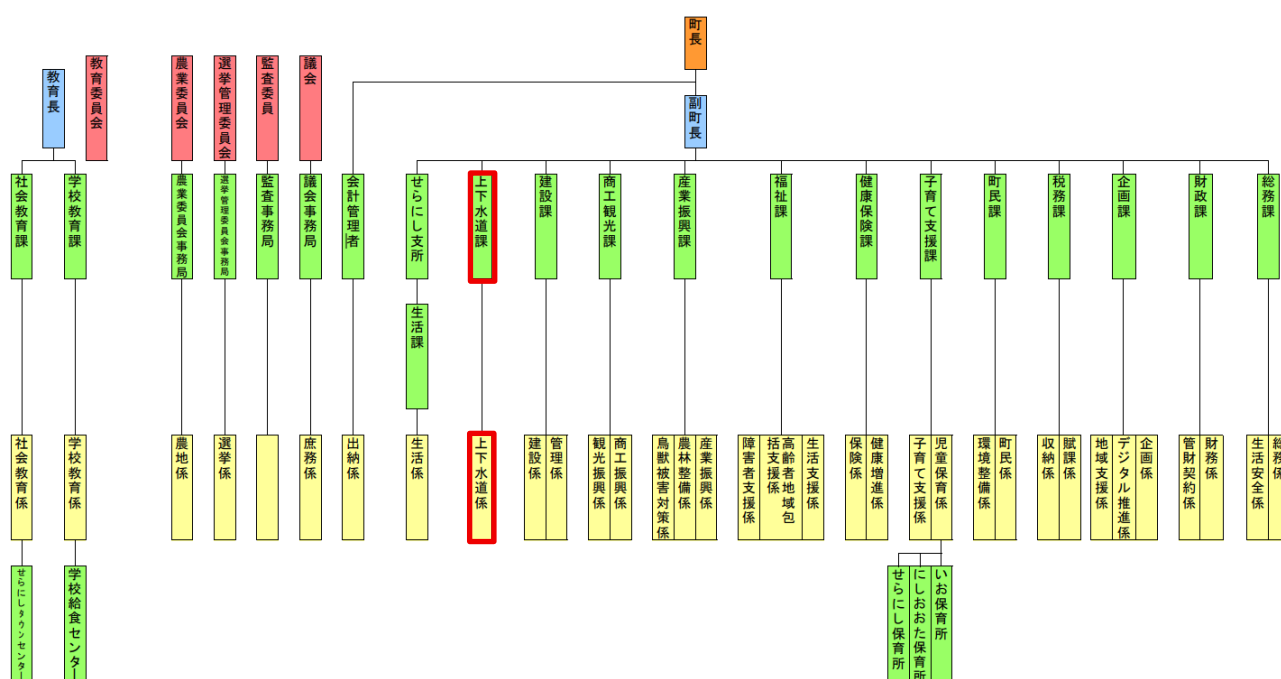


図2-2 世羅町行政機構図

第3章

公共・特環の現状と課題

3-1 現状及び課題の分析

3-2 課題の整理



第3章 公共・特環の現状と課題

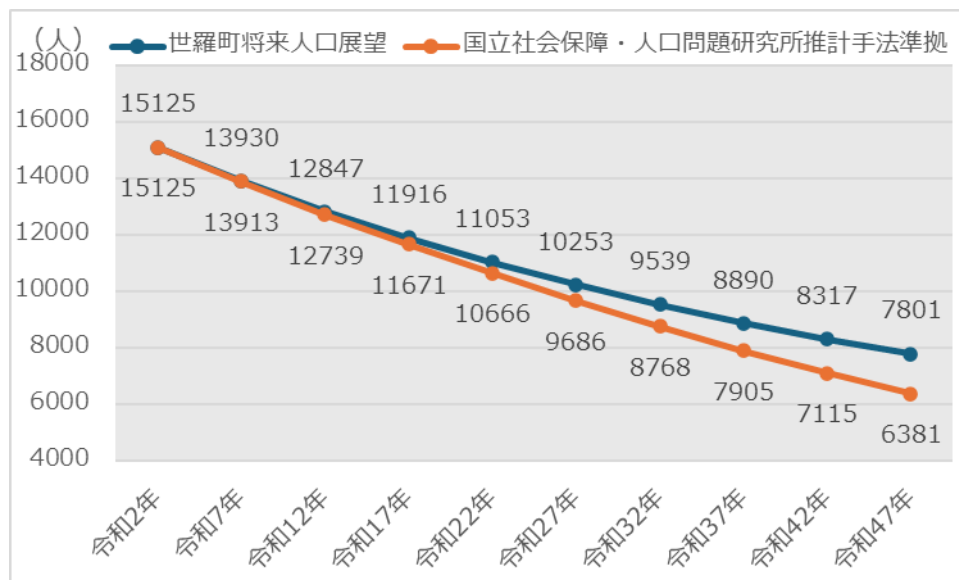
3-1 現状及び課題の分析

(1) 事業環境

1) 将来の行政人口

本町の将来の行政人口の見通しを図3-1に示します。

本町では、令和47年（2065年）に人口約7,800人を目標とする『世羅町人口ビジョン』を策定しました。これは、国立社会保障・人口問題研究所の推計値（約6,380人）より1,420人多い目標で、人口減少抑止効果を見込んだものです。しかし、いずれの推計でも人口減少は続く見込みです。



出典：世羅町人口ビジョンより作成

図3-1 世羅町将来行政人口推計

2) 有収水量の推移

① 公共

公共の将来有収水量の見通しを図3-2に示します。

公共区域内は、未整備区域が残っており、整備済み区域内にも未水洗化の住宅があるため、水洗化率の向上に取り組むことで、当面は水洗化人口の増加が続くと見込まれます。

この結果、有収水量は増加する見込みです。

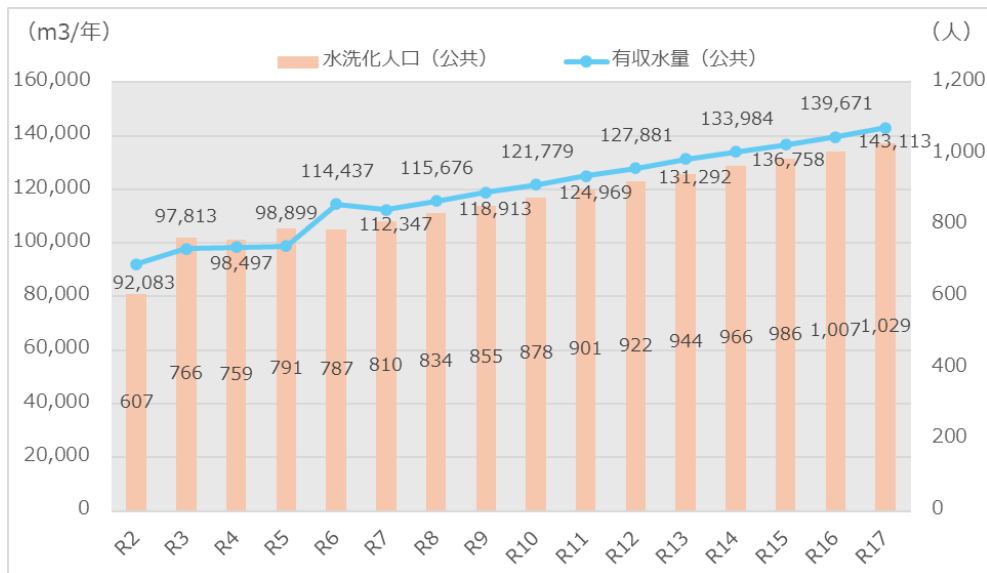


図3-2 有収水量の推移 (公共)

② 特環

特環の将来有収水量の見通しを図3-3に示します。

特環区域は、整備を完了していますが、未水洗化住宅が残っているため、水洗化率の向上に取り組むことで、近年減少傾向にあった水洗化人口も、当面は横ばいで推移すると見込まれます。

この結果、有収水量は横ばいで推移する見込みです。

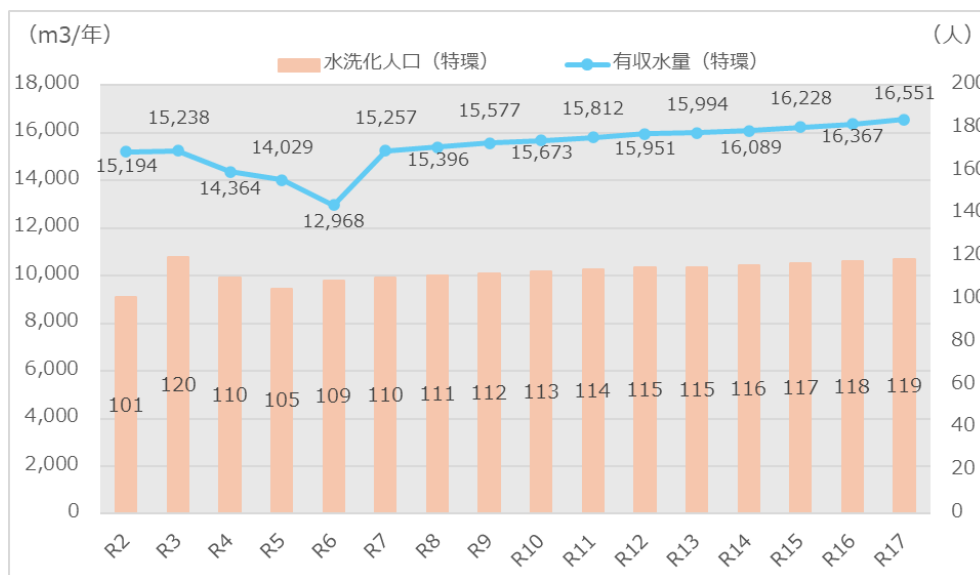


図3-3 有収水量の推移 (特環)

3) 使用料体系

公共・特環の使用料体系は、排除汚水量に応じて変動する従量料金制を採用しており、使用水量が多いほど単価が高くなる逡増制となっています。

なお、農集とは異なる使用料体系となっています。

表3-1 使用料体系（公共・特環）

使用料（1月につき）			
基本水量	基本料金 （税別）	超過水量	超過料金（1m ³ につき） （税別）
10m ³ まで	3,000 円	10m ³ を超え 100m ³ まで	150 円
		100m ³ を超え 000m ³ まで	210 円
		200m ³ を超え 1,000m ³ まで	220 円
		1,000m ³ を超えるもの	230 円

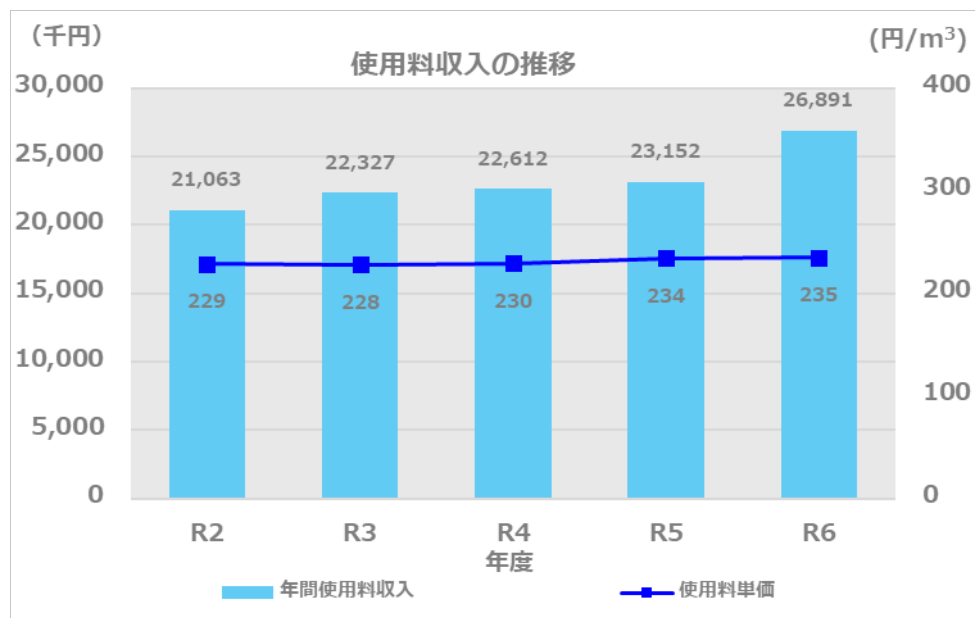
出典：世羅町公共下水道条例

4) 使用料収入

① 公共

近年の公共における使用料収入の推移を図3-4に示します。

水洗化人口が増加傾向にあるため、使用料収入についても同じく増加傾向にあります。令和6年度には、大口施設の下水道接続により大きく増加していますが、当面は、水洗化人口の増加に応じて緩やかに増加していくと考えられます。



出典：決算統計

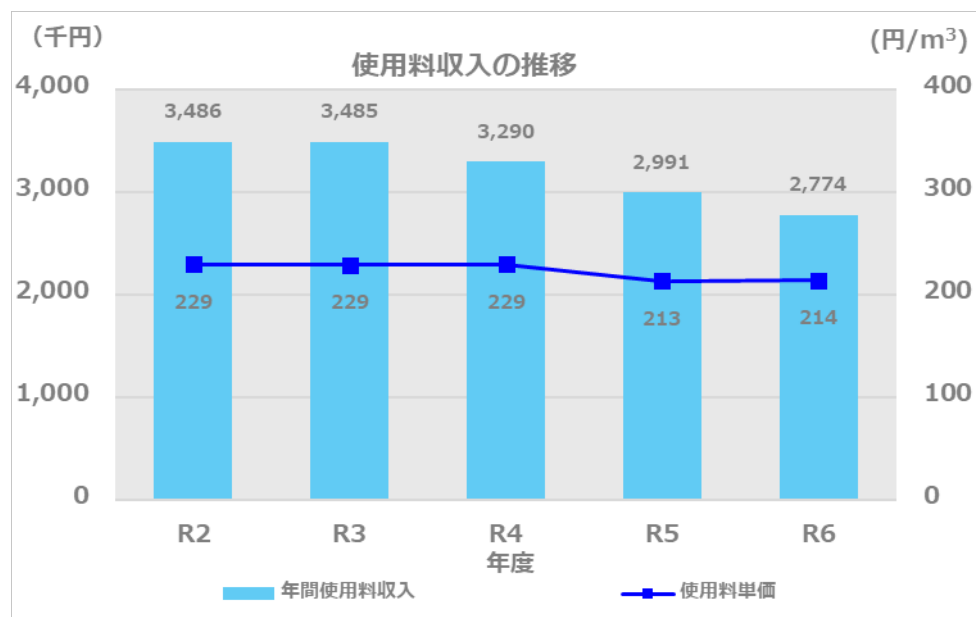
図3-4 使用料収入の推移（公共）

② 特環

近年の特環における使用料収入の推移を図3-5に示します。

水洗化人口が減少傾向にあったため、使用料収入についても同じく減少傾向にあります。

当面は、水洗化率の向上に取り組むことで、水洗化人口を維持し、現在と同程度の水準が維持されると考えられます。



出典：決算統計

図3-5 使用料収入の推移（特環）

5) 条例上・実質使用料の状況

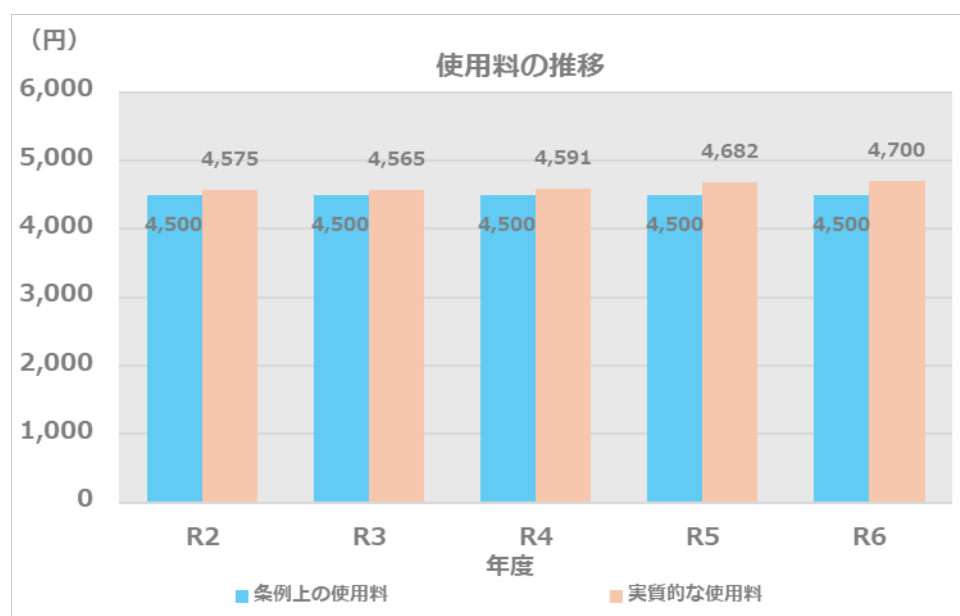
過年度における 20m³あたりの条例上の使用料^{*1}と 20m³あたりの実質的な使用料^{*2}の推移を図3-6及び図3-7に示します。

総務省の通知では、最低限行うべき企業努力として使用料単価 3,000 円/20m³ (税別) を基準としていますが、公共・特環の令和6年度における条例上の使用料単価、実質的な使用料単価ともに 3,000 円/20m³ を超えている状況です。

それにもかかわらず収支不足が発生しており、一般会計繰入金による補填に依存している状況です。

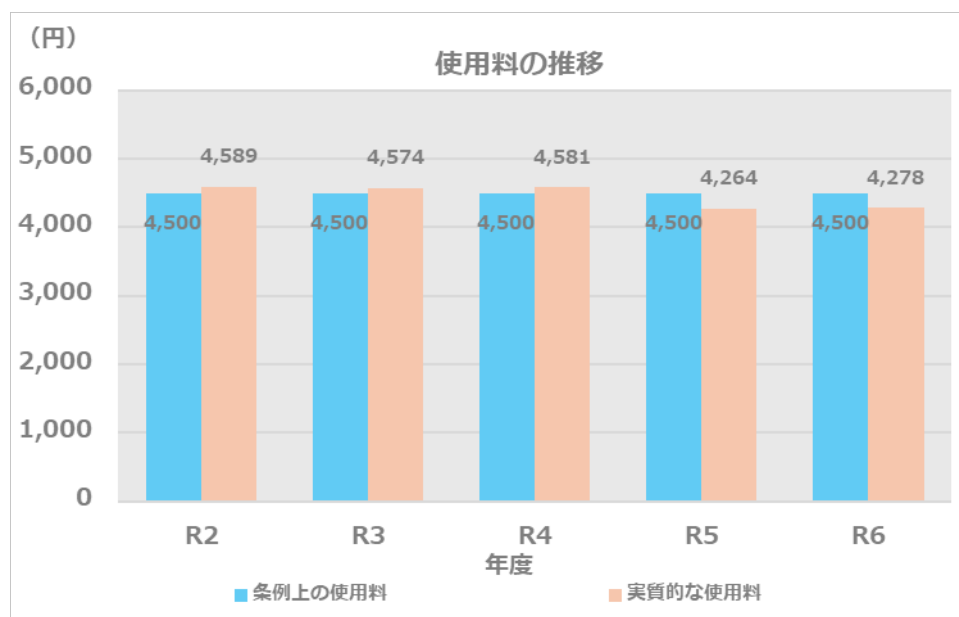
*1. 条例上の使用料とは、一般家庭における 20m³あたりの使用料。

*2. 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20m³ を乗じたもの (家庭用のみでなく業務用を含む)。



出典：決算統計

図3-6 条例上の使用料及び実質的な使用料の推移 (公共)



出典：決算統計

図3-7 条例上の使用料及び実質的な使用料の推移（特環）

6) 物価上昇等

近年は物価上昇が顕著であり、特に令和4年度以降の上昇率が大きくなっています。

今後も物価や賃金の上昇傾向が続いた場合、下水道事業では、人件費、動力費及び通信等に係る維持管理費が物価上昇率に大きく影響を受け、経営を圧迫する要因となることが想定されています。

表3-2 物価上昇等の上昇率過年度推移（令和7年9月時点）

項 年 度		消費者物価指数						賃金 上昇率 (%)
		全国		中国地方		小都市B・町村		
		R2年度基準	前年度比	R2年度基準	前年度比	R2年度基準	前年度比	
		年度平均	前年度比	年度平均	前年度比	年度平均	前年度比	
2018年	H30	99.6	0.7	99.6	0.6	99.6	0.9	0.5
2019年	R01	100.1	0.5	100.1	0.5	100.2	0.6	0.4
2020年	R02	99.9	△0.2	99.9	△0.2	99.9	△0.3	△0.3
2021年	R03	100.0	0.1	100.0	0.1	100.3	0.4	△0.9
2022年	R04	103.2	3.2	103.4	3.3	103.5	3.3	0.8
2023年	R05	106.3	3.0	106.3	2.8	106.7	3.1	1.6
2024年	R06	109.5	3.0	109.5	3.1	110.1	3.2	3.4
2025年	R07	111.7	3.6	111.7	3.6	112.4	3.8	
直近5年度平均		103.8	1.8	103.8	1.8	104.1	1.9	0.9
直近3年度平均		106.3	3.1	106.4	3.1	106.8	3.2	1.9

出典) 消費者物価指数：2020年基準の全国総合消費者物価指数の年度平均値

出典) 賃金上昇率：人事院勧告

※小都市B・町村：人口5万人未満の市および町村

※R07年度は暫定値

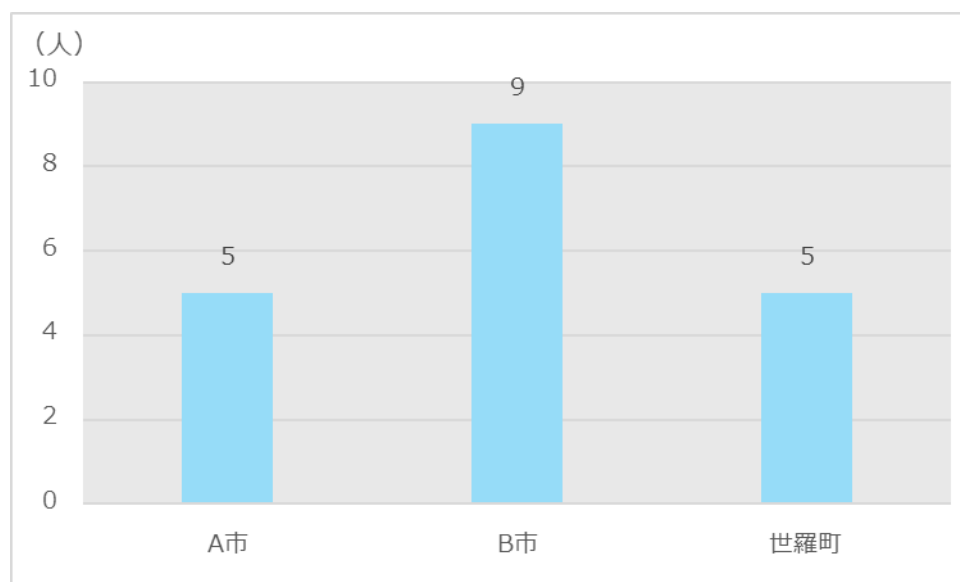
(2) 組織・人員

令和5年度における下水道事業の職員数は、5名体制となっており、県内類似団体[※]と比較しても少ない状況にあります（図3-8参照）。

このため、現状では技術と経営の両面に精通した人材の確保が難しく、サービス水準の維持に課題があります。

これまで、処理場やマンホールポンプ場の運転管理業務を民間委託するなど、民間活力の活用による効率化を進めてきましたが、今後も安定的な事業継続のためには、民間活力の更なる活用や、事業の広域化・共同化による効率化が必要です。

※類似団体とは、事業種別、事業規模、供用開始年等が同程度となる自治体を対象。



出典：地方公営企業年鑑より作成

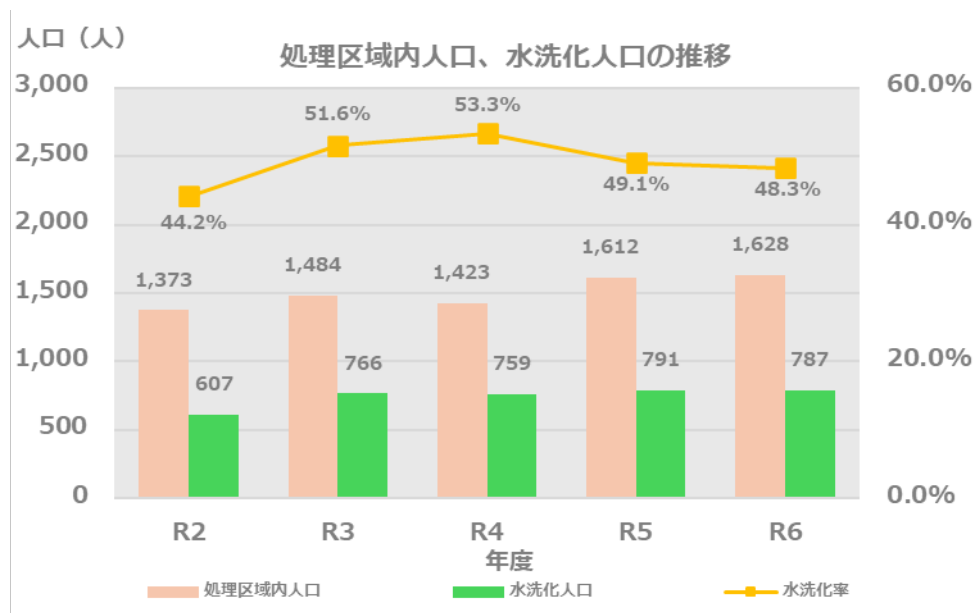
図3-8 下水道事業従事職員数（下水道事業全体）

(3) 整備の進捗

① 公共

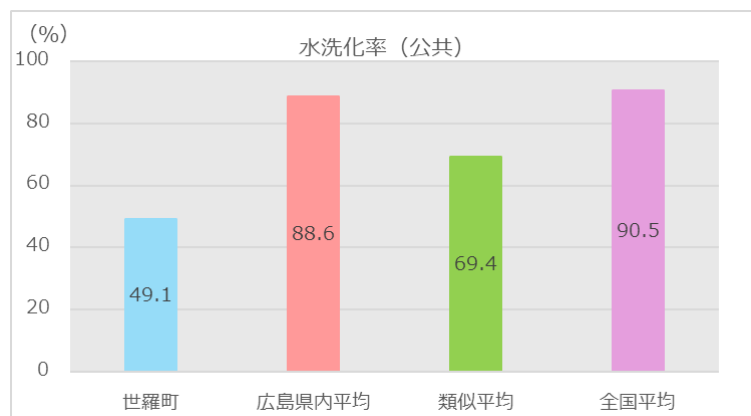
令和6年度末で、公共は、面積の進捗率で75%（全体計画面積125.2haに対し、94.0haの整備）となっています。

一方、水洗化率は、令和5年度末で、49.1%と全国平均・県内平均・類似団体平均に対して低い状況となっています。このため、水洗化率の向上に取り組む必要があります。



出典：決算統計

図3-9 水洗化率の推移（公共）



出典：地方公営企業年鑑（令和5年度）

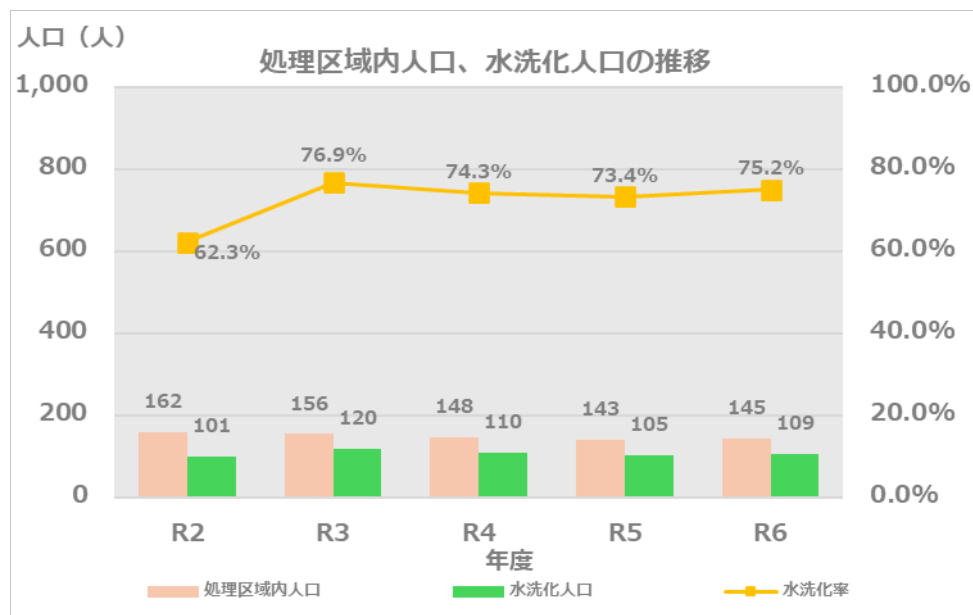
図3-10 水洗化率の比較（公共）

② 特環

令和6年度末で、特環は、面積の進捗率で100%（全体計画面積12.2ha 全域整備済）

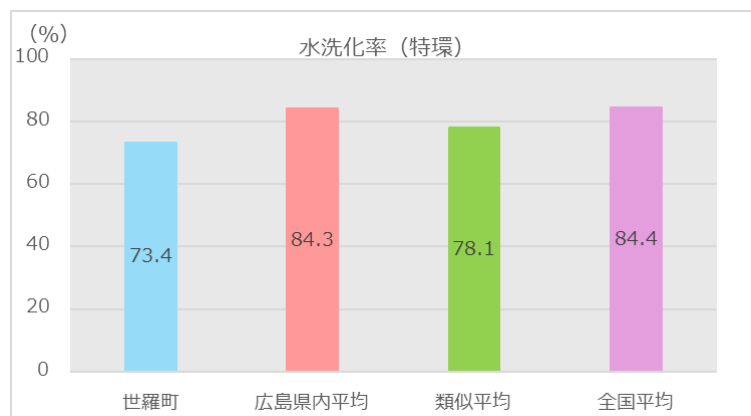
となっています。

一方、水洗化率は、令和5年度末で、73.4%と全国平均・県内平均・類似団体平均に対して若干低い状況となっています。このため、水洗化率の向上に取り組む必要があります。



出典：決算統計

図3-1-1 水洗化率の推移（特環）



出典：地方公営企業年鑑（令和5年度）

図3-1-2 水洗化率の比較（特環）

(4) 財務状況

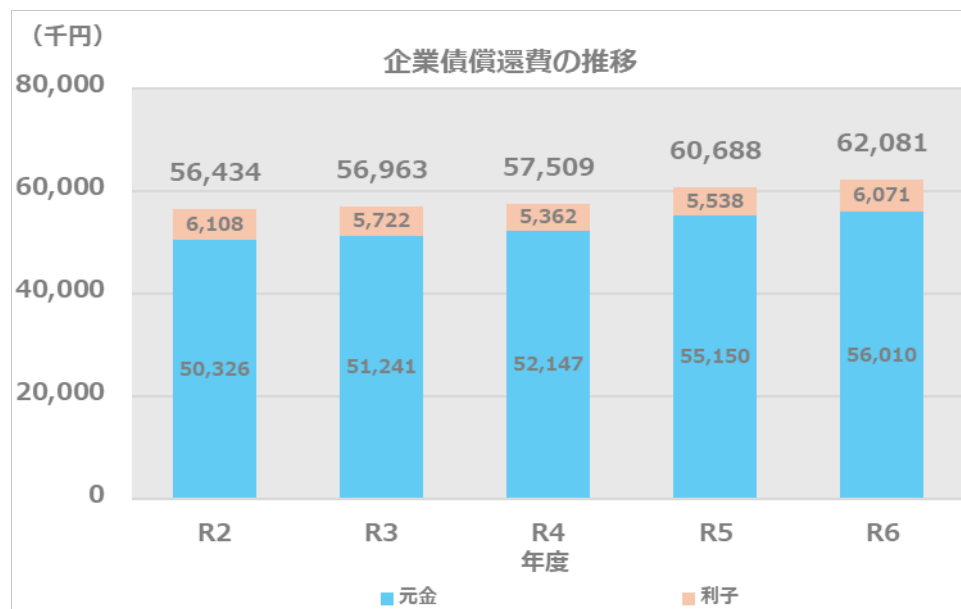
1) 企業債償還費

① 公共

公共・特環における建設改良費の財源として企業債を借り入れています。

令和6年度末までの公共の企業債の償還実績は、図3-13のとおりです。

公共では直近の元利償還費が最も多いことや、この先も新規整備や処理場施設の更新事業等の事業実施にあたり新たに企業債を借り入れることが想定されることから、これからも償還費は増加し続けます。このため、将来にわたり、償還費の急激な増大を防ぐため、事業費を平準化し、計画的に借り入れを行う必要があります。



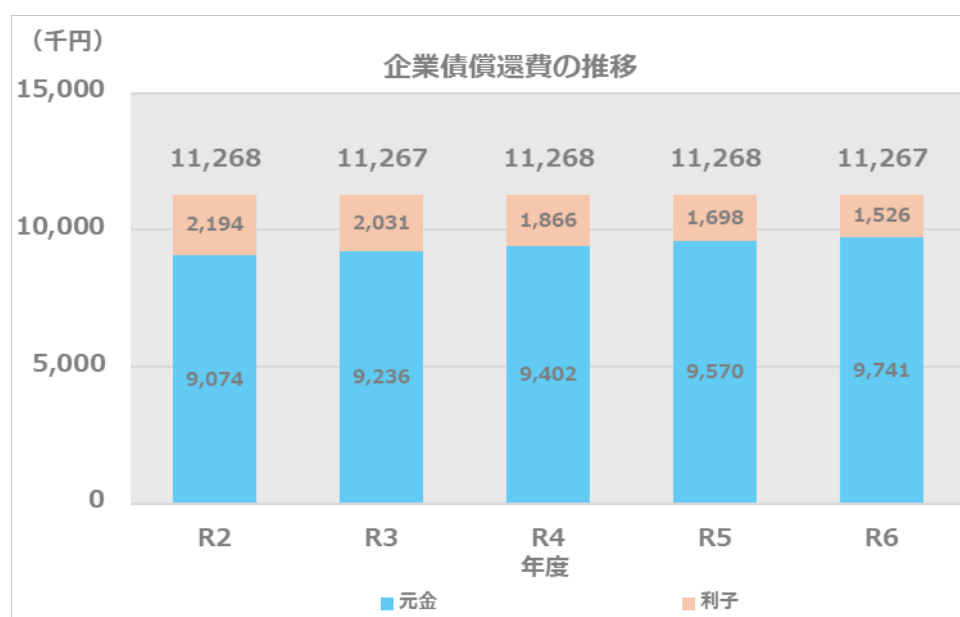
出典：決算統計

図3-13 企業債償還費の推移（公共）

② 特環

令和6年度末までの特環の企業債の償還実績は、図3-14のとおりです。

特環は整備が完了しており、管路施設の改築更新に企業債を借り入れることが想定される程度であるため、今後も横ばい傾向ないしは徐々に減少していくことが考えられます。



出典：決算統計

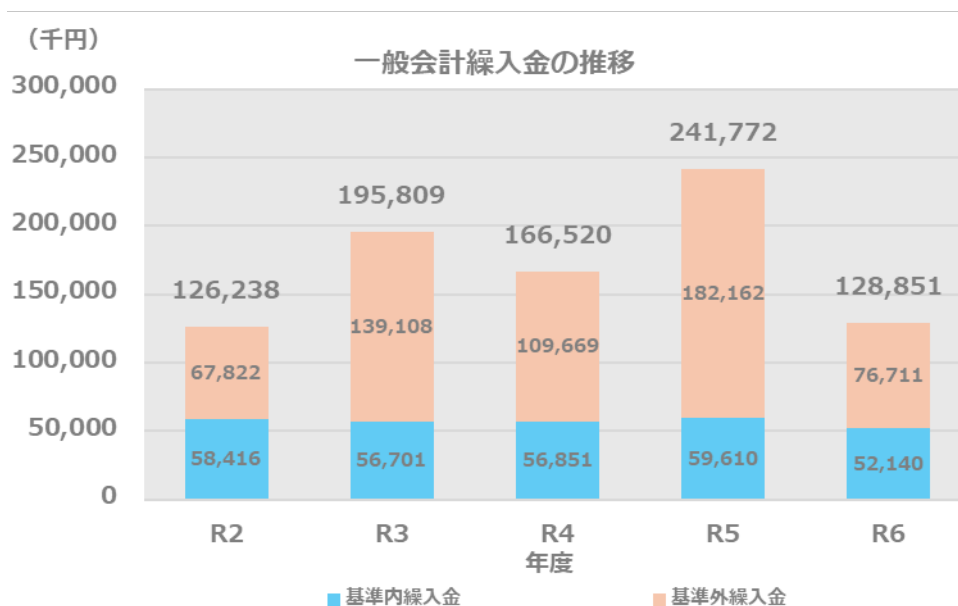
図3-14 企業債償還費の推移（特環）

2) 一般会計繰入金

① 公共

公共の令和6年度末までの一般会計繰入金の推移は、図3-15のとおりです。

令和6年度は、基準内繰入金76,711千円、基準外繰入金は52,140千円で合計128,851千円を一般会計から繰り入れており、繰入総額の60%が基準外繰入金となっています。基準外繰入金に依存しない、自立性のある事業継続を目指す必要があります。



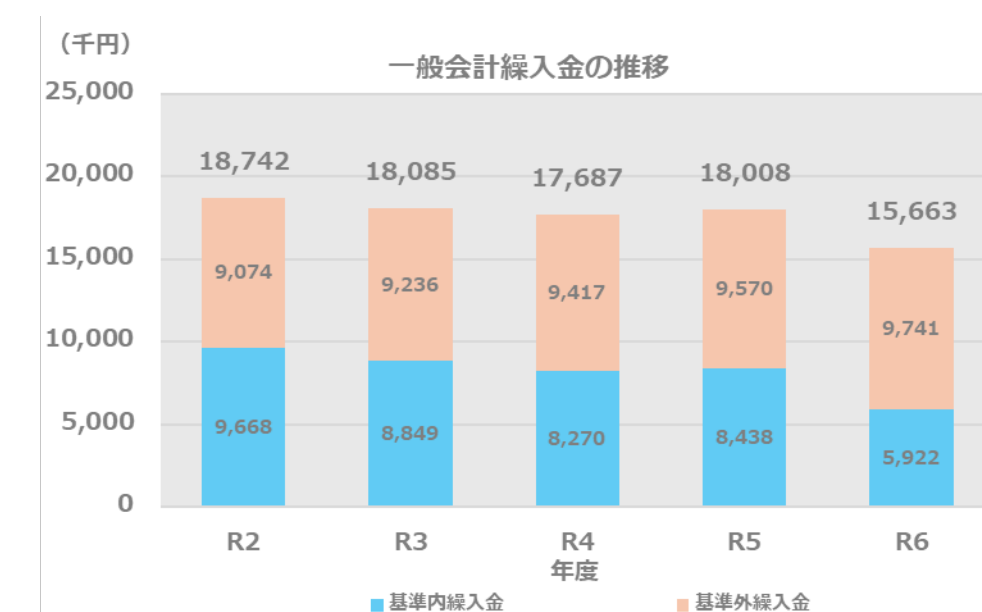
出典：決算統計

図3-15 一般会計繰入金の推移（公共）

② 特環

特環の令和6年度末までの一般会計繰入金の推移は、図3-16のとおりです。

令和6年度は、基準内繰入金 9,741 千円、基準外繰入金は 5,922 千円で合計 15,663 千円を一般会計から繰り入れており、繰入総額の 62%が基準外繰入金となっています。公共と同様に、基準外繰入金に依存しない、自立性のある事業継続を目指す必要があります。



出典：決算統計

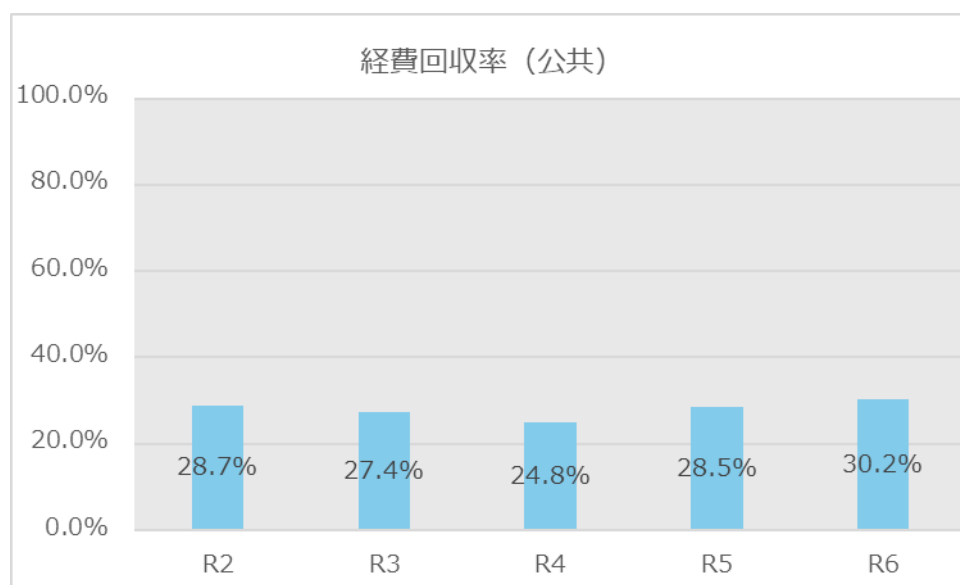
図3-16 一般会計繰入金の推移（特環）

3) 経費回収率の推移

① 公共

下水道事業は、経費の負担区分を踏まえ、汚水処理費用全てを使用料によって賄うことが基本原則とされていることから、経費回収率（「使用料収入÷汚水処理費×100(%)」で示される指標）が100%を下回っている場合、経費の抑制や、使用料の適正化を進めることにより、経費回収率の向上に取り組む必要があります。

公共の経費回収率は、図3-17に示すとおり令和6年度で30.2%であり、100%と大きく乖離していることから、改善を行う必要があります。

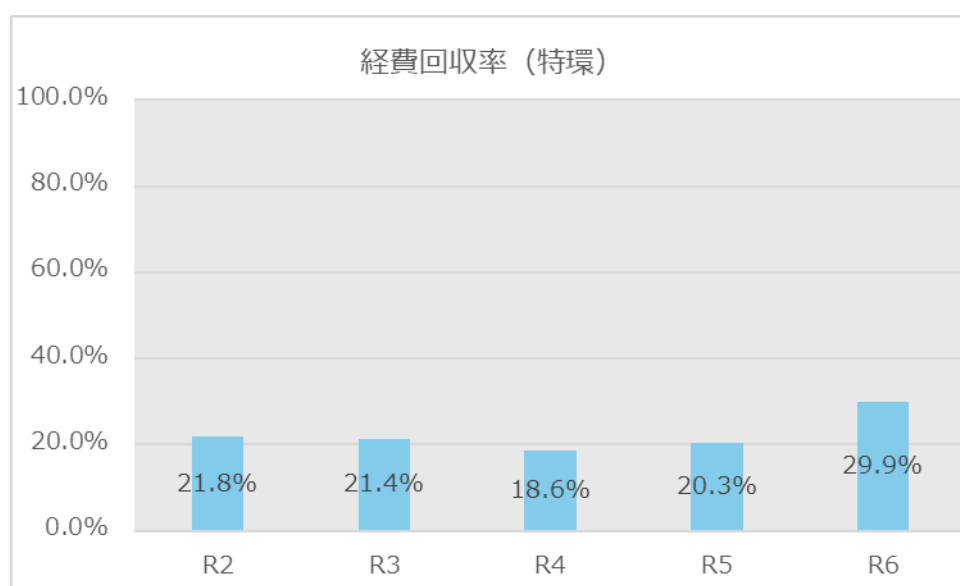


出典：決算統計

図3-17 経費回収率の推移（公共）

② 特環

特環の経費回収率は、図3-18に示すとおり令和6年度で29.9%であり、公共と同様に100%と大きく乖離していることから、改善を行う必要があります。



出典：決算統計

図3-18 経費回収率の推移（特環）

3-2 課題の整理

前頁までに示した各課題について、改めて以下に示すとおり整理を行いました。

(1) 人に関する課題

- 職員数は県下の類似規模団体と比べても少ない人数で運営しています。
- 民間活力の活用や、事業の広域化・共同化により、更なる効率化を進める必要があります。

(2) モノに関する課題

- 特環は整備済みですが、公共は、新規整備を継続していく必要があります。
- 平成12年度の整備開始以降、20年以上が経過し、今後増加が見込まれる改築需要に対応していく必要があります。

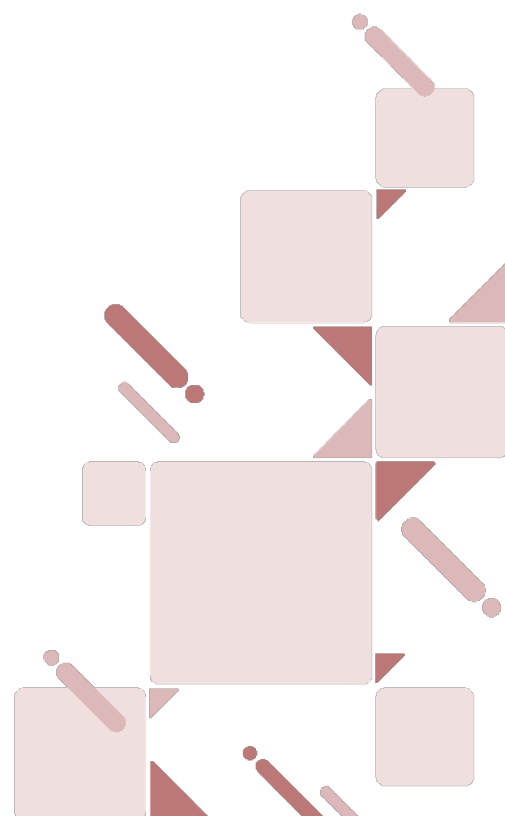
(3) カネに関する課題

- 接続率を向上させ、有収水量・使用料収入を向上する必要があります。
- 物価上昇や賃金上昇の影響で、人件費、動力費及び通信等に係る維持管理費の増加が予想されます。
- 経費回収率は100%を大幅に下回っており、使用料収入で汚水処理費を賄えていない状況です。
- 下水道整備や、今後増加が見込まれる施設の改築に向けて、計画的な企業債借り入れが必要です。
- 一般会計繰入金のうち、基準外繰入金の割合を下げる必要があります。

第4章

経営の基本方針

4-1 経営の基本方針



第4章 経営の基本方針

4-1 経営の基本方針

公共・特環は、生活に欠かせないライフラインであり、健全な水循環を支えるとともに、生活環境を向上させる重要な施設です。そして、将来にわたって維持していかなければならない社会資本のひとつです。したがって、第3章において整理した本町の課題を踏まえて、事業を継続する上での基本方針を以下のように設定し、事業運営に当たります。

(1) 経営・運営の効率化（人）

維持管理業務の民間委託の継続的实施や、委託内容の拡大、事業の共同化・広域化を検討し、職員負担の低減や事業の効率化に努めていきます。

(2) 効率的な整備と普及促進（モノ、カネ）

土地利用状況等を考慮し、より多くの下水道接続人口が見込めるように整備予定区域について適宜再考した上で、合理的に整備を進めていきます。また、今後、増大することが予測される修繕・改築需要に、財政負担や、企業債が急激に増大しないように計画的に対応するため、予防保全型の改築更新により事業の平準化を図ります。

(3) 経営の健全化（カネ）

水洗化率向上による使用料収入の向上、支出の削減に努めるとともに、経費回収率の状況に注視しながら使用料改定の必要性を検証し、経営基盤強化に取り組みます。

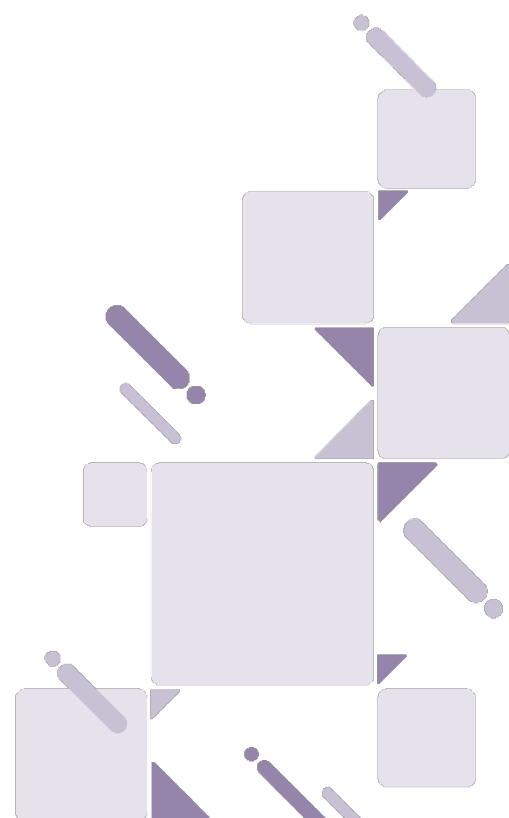
第5章

今後の施策

5-1 経営・運営の効率化（人）

5-2 効率的な整備と普及促進（モノ、カネ）

5-3 経営の健全化（カネ）



第5章 今後の施策

5-1 経営・運営の効率化（人）

（1）官民連携手法の導入検討

組織体制の強化のため、国が導入を推進するウォーターPPPも含めた、官民連携（PPP/PFI）手法の導入の検討を進めていきます。

現在、本町では年度ごとに終末処理場等の維持管理業務を委託発注しておりますが、当該手法の導入により、少ない人員体制を補完することにより、職員負担の軽減や緊急時の対応力の向上も期待できます。

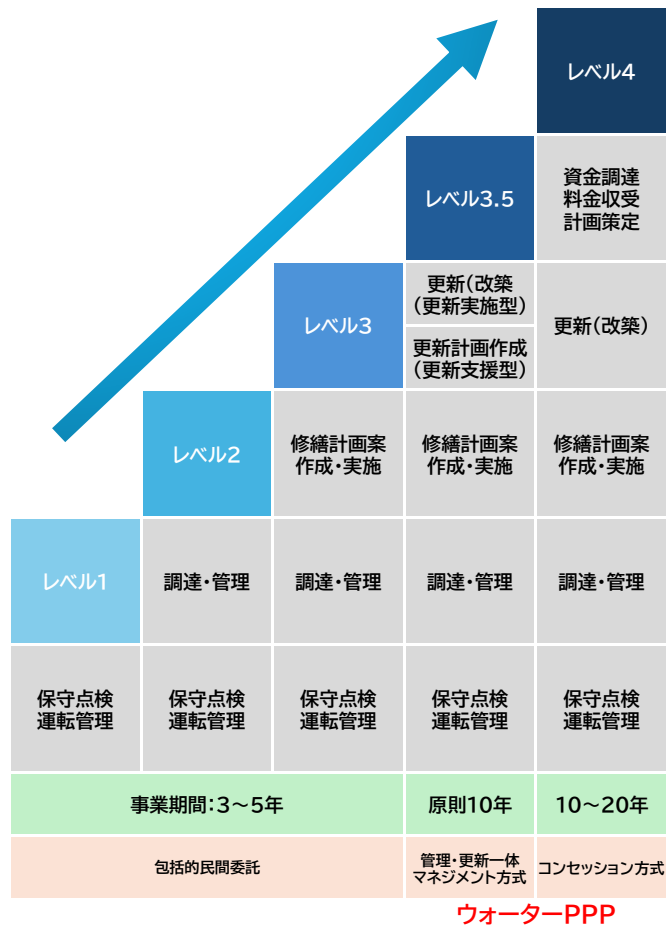


図5-1 官民連携（PPP/PFI）手法の概要図

(2) 広域化・共同化の検討

広島県では、平成31年4月に、下水道事業を運営する県内の全市町（23市町）と県で設置した「広島県下水道事業広域化・共同化検討会」において、現状と課題を踏まえた広域化・共同化の具体的な取組の検討を行い、令和3年3月に「広島県下水道事業広域化・共同化計画」を策定しています。

本町もこの計画に参画し、汚泥の燃料化施設の共同設置、業務の共同発注、執行体制の共同化など、事業の効率化のための取り組みについて、広島県や関連市町とともに、継続的に調査・検討・実施を進めていきます。

具体的取組		短期(～5年) R3～R7	中期(～10年) R8～R12	長期(～30年) R13～R32
1 施設の 広域化	(1) 施設の統合	準備が整った取組から実施		継続検討・実施
	(2) 汚泥燃料化施設の共同設置	導入可能性調査 ・入札、設計、建設等	● 供用開始	→
2 維持管理の 共同化	(1) 業務の共同発注等	協議・調整 ● ・業務の共同発注 ・基準の統一	→	→
	(2) 更なる公民連携の推進	統合する処理場へのPPP/PFIの導入検討・実施	→	継続検討・実施
	(3) DXの推進	広域運転監視システム等の導入検討	共同整備	● 供用開始
3 危機管理の 共同化	(1) 災害時支援協定・災害合同訓練	準備 ● ・協定締結 ・訓練実施	→	→
	(2) 保有する資機材の相互融通	準備 ● 運用開始	→	→
4 執行体制の 共同化	執行体制の共同化	市町の意向に応じ、市町間や水道企業団への事務委託等を実施		継続検討・実施
	技術研修等の共同実施	準備 ● 共同実施	→	→

出典：広島県 HP（世羅町の関連する業務効率化の項目を赤囲）

図5-2 広島県下水道事業広域化・共同化計画のロードマップ

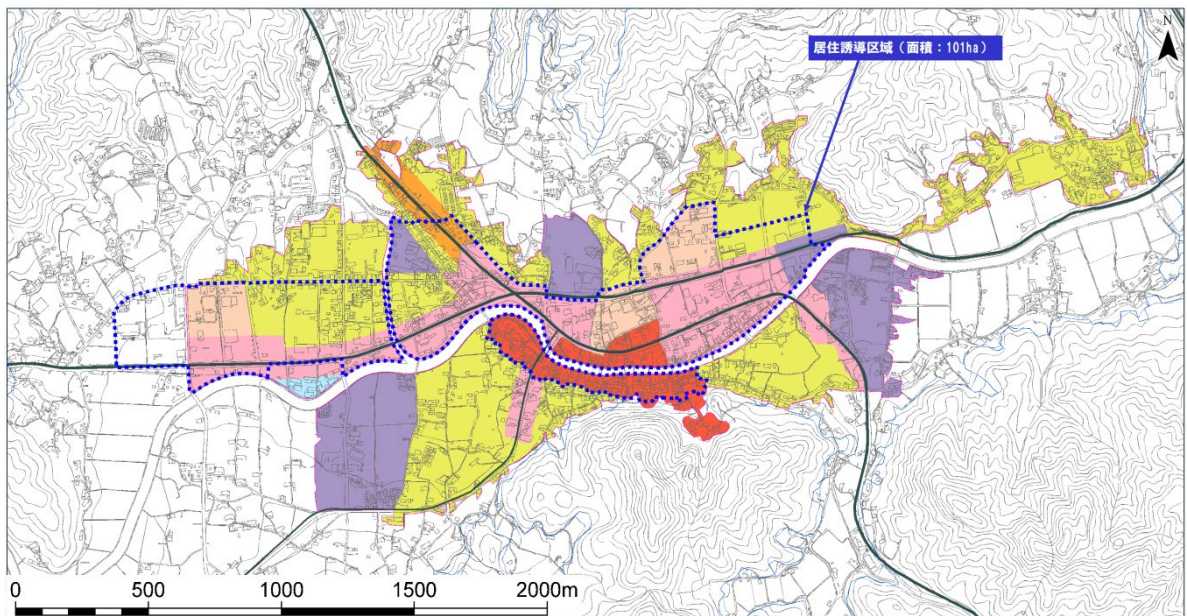
5-2 効率的な整備と普及促進（モノ、カネ）

（1）整備の効率化

人口減少や少子高齢化、また近年頻発・激甚化する自然災害などの課題に直面する中、安心して暮らし続けることができるまちづくりの実現に向け、本町では令和7年3月に「世羅町立地適正化計画」が策定されました。

「世羅町立地適正化計画」は、本町中心部に集積している都市機能を維持することを目的として策定されています。

今後の下水道事業も、「世羅町立地適正化計画」で定められた居住誘導区域の整備を優先的に進めるなど、関連する都市事業と整合を図りながら、整備区域や整備順位を定め、適宜、下水道計画の見直しを図りながら事業を進めていきます。



凡例
 都市計画関連区域
 都市計画区域界
 用途地域界
 居住誘導区域

用途地域
 第一種住居地域
 第二種住居地域
 準住居地域
 近隣商業地域
 商業地域
 工業地域

■ 用途地域・居住誘導区域の面積と人口及び人口密度

区域	面積(ha)	R2(2020)年	
		人口(人)	人口密度(人/ha)
用途地域	242.8	3,343	13.8
居住誘導区域	101.4	1,466	14.5

出典：世羅町立地適正化計画

図5-3 居住誘導区域

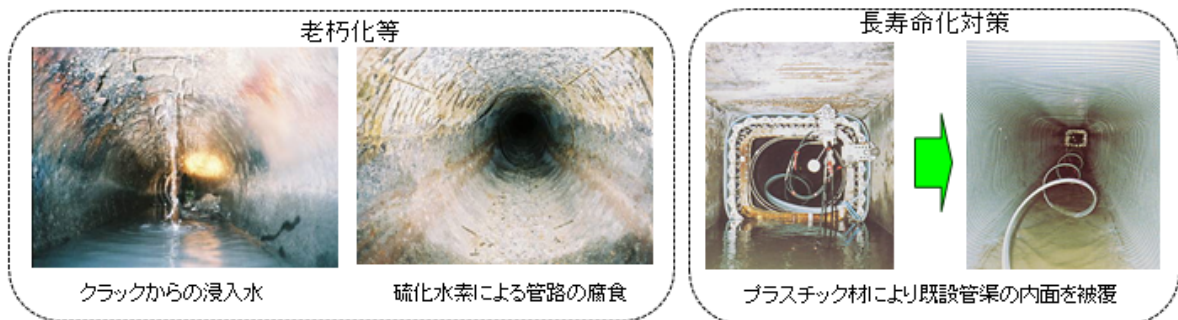
(2) 事業の平準化

本町の公共・特環は、平成12年度の整備開始から20年以上が経過しています。

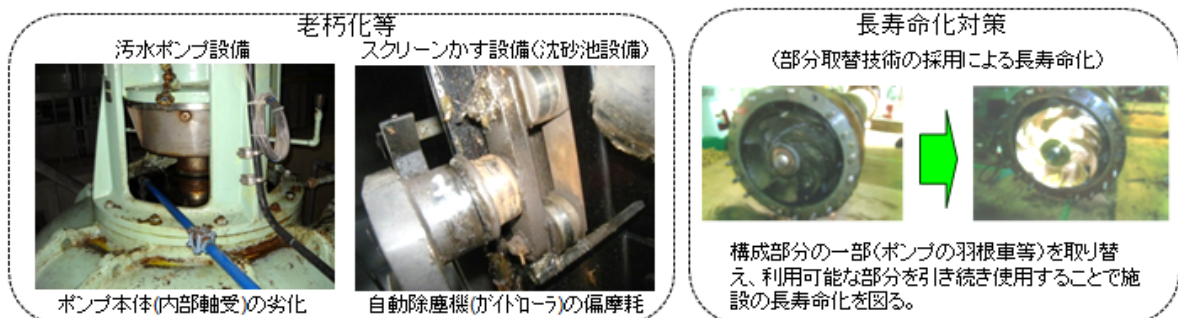
管路施設は、標準耐用年数が50年といわれる一方、処理場の機械・電気施設は、標準耐用年数は15年～35年程度であるため、徐々に施設の更新を進める必要があります。

施設の老朽化に伴う財政負担が急激に増加しないように、適切な維持管理・点検・調査を行うことはもちろんのこと、施設の重要度や不具合発生時の緊急度などを定めることで、投資を平準化しつつ、効率的に施設の更新を行うことができるように、「下水道ストックマネジメント計画」に基づく更新事業を進めていきます。

○管路施設



○処理場設備



出典：国土交通省 HP

図5-4 施設の改築事例

5-3 経営の健全化（カネ）

（1）水洗化率の向上

水洗化率を向上させるため、これまで実施してきた接続可能となる世帯への訪問説明や、広報誌等を利用した情報発信などの案内に継続的に取り組みます。また、「水洗便所改造資金融資あっせん制度」や「排水設備設置促進補助金制度」の周知を強化するため、広報資料の刷新を検討し、より効果的な情報提供に努めます。

（2）使用料の改定

国土交通省からの通知において、令和7年度以降の国庫補助金の交付要件として、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、経費回収率の向上に向けた方策を経営戦略に記載することが示されました。また、その中で、国庫補助金の重点配分を受けるための要件の一つとして、経費回収率を80%以上とすることが示されていることから、使用料改定の必要性の検証を行うべき状況となっていると言えます。

本町では、経費回収率が30%程度と改善が求められる状況にあり、水洗化率向上等による使用料収入の向上に努めるとともに、下水道使用料改定についても、経費回収率の経年的な推移を注視しながら、令和8年度以降に、下水道使用料改定の必要性を検討します。

第6章

投資・財政計画

6-1 投資・財源の試算条件

6-2 収益的収支の見通し

6-3 資本的収支の見通し



第6章 投資・財政計画

6-1 投資・財源の試算条件

投資・財源計画（収支計画）は、表6-1の条件で試算しました。

表6-1 投資・財源試算の前提条件

項目		予測の前提条件		
収益的 収支	収入	営業収益	使用料収入	将来の有収水量×R6年度使用料単価により算出。
			その他	手数料を近年の実績平均値で計上。
		営業外収益	他会計補助金	他会計負担金以外の維持管理費及び資本費に係る基準内繰入金と基準外繰入金を指します。実績を踏まえた将来の見込みにより算出。
			長期前受金戻入	既存施設分は固定資産データから算出。 将来建設施設分については投資見込み及び財源内訳により算出。
			その他	預金利息等の雑収益を近年の実績平均値で計上。
		支出	営業費用	職員給与費
	経費			近年の実績平均値に物価上昇率を乗じて算出。
	減価償却費			既存施設分は固定資産データから算出。 将来建設施設分については投資見込みにより算出。
	営業外費用		支払利息	既借入分については支払い予定額を計上。 将来借入分については償還計算により算出。
	資本的 収支	収入	企業債	建設改良費の財源として計上。
他会計補助金			建設改良費及び企業債償還金に係る基準外繰入金を指します。実績を踏まえた将来の見込みにより算出。	
国(県)補助金			建設改良費の財源として計上。	
支出		建設改良費	将来の建設計画に基づき計上。	
		企業債償還費	既借入分については償還予定額を計上。 将来借入分については償還計算により算出。	

6-2 収益的収支の見通し

① 公共

(単位:千円)

区 分		年 度				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	28,566	29,365	30,072	30,859	31,578
	(1) 料 金 収 入	28,541	29,340	30,047	30,834	31,553
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	25	25	25	25	25
	2. 営 業 外 収 益	154,236	158,078	161,783	165,738	157,949
	(1) 補 助 金	79,753	82,341	85,017	87,709	86,678
	他 会 計 補 助 金	79,753	82,341	85,017	87,709	86,678
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	74,323	75,577	76,606	77,869	71,111
	(3) そ の 他	160	160	160	160	160
収 入 計 (C)	182,802	187,443	191,855	196,597	189,527	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	176,167	180,259	184,132	188,340	180,760
	(1) 職 員 給 与 費	27,912	28,356	28,811	29,275	29,747
	基 本 給 与 費	14,270	14,555	14,846	15,143	15,446
	退 職 給 付 費	928	928	928	928	928
	そ の 他	12,714	12,873	13,037	13,204	13,373
	(2) 経 費	42,230	43,482	44,770	46,098	47,464
	動 力 費	4,574	4,711	4,853	4,998	5,148
	修 繕 費	7,375	7,597	7,825	8,060	8,302
	材 料 費	0	0	0	0	0
	そ の 他	30,281	31,174	32,092	33,040	34,014
(3) 減 価 償 却 費	106,025	108,421	110,551	112,967	103,549	
2. 営 業 外 費 用	6,635	7,184	7,723	8,257	8,767	
(1) 支 払 利 息	6,635	7,184	7,723	8,257	8,767	
(2) そ の 他	0	0	0	0	0	
支 出 計 (D)	182,802	187,443	191,855	196,597	189,527	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	

(単位:千円)

区 分		年 度				
		令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	32,419	39,695	40,517	41,379	42,398
	(1) 料 金 収 入	32,394	39,670	40,492	41,354	42,373
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	25	25	25	25	25
	2. 営 業 外 収 益	157,168	154,336	158,220	162,211	165,989
	(1) 補 助 金	88,262	84,502	87,297	90,053	92,773
	他 会 計 補 助 金	88,262	84,502	87,297	90,053	92,773
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	68,746	69,674	70,763	71,998	73,056
	(3) そ の 他	160	160	160	160	160
収 入 計 (C)	189,587	194,031	198,737	203,590	208,387	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	180,300	184,238	188,442	192,871	197,032
	(1) 職 員 給 与 費	30,229	30,721	31,223	31,733	32,256
	基 本 給 与 費	15,755	16,070	16,392	16,719	17,054
	退 職 給 付 費	928	928	928	928	928
	そ の 他	13,546	13,723	13,903	14,086	14,274
	(2) 経 費	48,870	50,322	51,817	53,356	54,941
	動 力 費	5,303	5,462	5,626	5,794	5,968
	修 繕 費	8,550	8,807	9,071	9,344	9,624
	材 料 費	0	0	0	0	0
	そ の 他	35,017	36,053	37,120	38,218	39,349
(3) 減 価 償 却 費	101,201	103,195	105,402	107,782	109,835	
2. 営 業 外 費 用	9,287	9,793	10,295	10,719	11,355	
(1) 支 払 利 息	9,287	9,793	10,295	10,719	11,355	
(2) そ の 他	0	0	0	0	0	
支 出 計 (D)	189,587	194,031	198,737	203,590	208,387	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	

② 特環

(単位:千円)

区 分		年 度				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
收 益 的 收 入	1. 営業収益 (A)	3,181	3,218	3,238	3,267	3,295
	(1) 料金収入	3,177	3,214	3,234	3,263	3,291
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0
	(3) その他の他	4	4	4	4	4
	2. 営業外収益	21,555	21,645	21,751	21,860	19,455
	(1) 補助金	12,750	12,826	12,918	13,013	12,295
	他会計補助金	12,750	12,826	12,918	13,013	12,295
	その他補助金	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	8,786	8,800	8,814	8,828	7,141
	(3) その他の他	19	19	19	19	19
収入計 (C)	24,736	24,863	24,989	25,127	22,750	
收 益 的 支 出	1. 営業費用 (C)	23,562	23,852	24,143	24,450	22,246
	(1) 職員給与費	4,372	4,442	4,514	4,588	4,663
	基本給	2,254	2,299	2,345	2,392	2,440
	退職給付費	150	150	150	150	150
	その他の	1,968	1,993	2,019	2,046	2,073
	(2) 経費	6,232	6,420	6,607	6,808	7,006
	動力費	519	535	551	567	584
	修繕費	1,057	1,088	1,121	1,155	1,189
	材料費	0	0	0	0	0
	その他の	4,656	4,797	4,935	5,086	5,233
(3) 減価償却費	12,958	12,990	13,022	13,054	10,577	
2. 営業外費用	1,174	1,011	846	677	504	
(1) 支払利息	1,174	1,011	846	677	504	
(2) その他の他	0	0	0	0	0	
支出計 (D)	24,736	24,863	24,989	25,127	22,750	
経常損益 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	

(単位:千円)

区 分		年 度				
		令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
收 益 的 收 入	1. 営業収益 (A)	3,304	3,988	4,022	4,056	4,102
	(1) 料金収入	3,300	3,984	4,018	4,052	4,098
	(2) 受託工事収益 (B)	0	0	0	0	0
	(3) その他の他	4	4	4	4	4
	2. 営業外収益	19,284	18,778	19,019	19,344	19,665
	(1) 補助金	12,323	11,803	12,030	12,341	12,648
	他会計補助金	12,323	11,803	12,030	12,341	12,648
	その他補助金	0	0	0	0	0
	(2) 長期前受金戻入	6,942	6,956	6,970	6,984	6,998
	(3) その他の他	19	19	19	19	19
収入計 (C)	22,588	22,766	23,041	23,400	23,767	
收 益 的 支 出	1. 営業費用 (C)	22,253	22,576	22,907	23,249	23,598
	(1) 職員給与費	4,740	4,818	4,897	4,979	5,062
	基本給	2,489	2,539	2,589	2,641	2,694
	退職給付費	150	150	150	150	150
	その他の	2,101	2,129	2,158	2,188	2,218
	(2) 経費	7,217	7,430	7,650	7,878	8,112
	動力費	602	620	638	658	677
	修繕費	1,225	1,261	1,300	1,339	1,379
	材料費	0	0	0	0	0
	その他の	5,390	5,549	5,712	5,881	6,056
(3) 減価償却費	10,296	10,328	10,360	10,392	10,424	
2. 営業外費用	335	190	134	151	169	
(1) 支払利息	335	190	134	151	169	
(2) その他の他	0	0	0	0	0	
支出計 (D)	22,588	22,766	23,041	23,400	23,767	
経常損益 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	

6-3 資本的収支の見通し

① 公共

(単位:千円)

区 分		年 度				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	46,200	46,200	46,700	46,200	46,200
		うち資本費平準化債	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	51,100	51,100	51,550	51,100	51,100
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0
	9. そ の 他	0	0	0	0	0
	計 (A)	97,300	97,300	98,250	97,300	97,300
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	97,300	97,300	98,250	97,300	97,300
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	101,442	101,442	102,442	101,442
うち職員給与費			0	0	0	0
2. 企 業 債 償 還 金		59,981	60,908	63,147	66,561	66,226
3. 他会計長期借入返還金		0	0	0	0	0
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		0	0	0	0	0
5. そ の 他		0	0	0	0	0
計 (D)	161,423	162,350	165,589	168,003	167,668	

(単位:千円)

区 分		年 度				
		令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	46,200	46,200	46,200	46,700	46,200
		うち資本費平準化債	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	0	19,133	34,186	27,050	15,117
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	51,100	51,100	51,100	51,550	51,100
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0
	9. そ の 他	0	0	0	0	0
	計 (A)	97,300	116,433	131,486	125,300	112,417
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	97,300	116,433	131,486	125,300	112,417
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	101,442	101,442	101,442	102,442
うち職員給与費			0	0	0	0
2. 企 業 債 償 還 金		66,549	67,046	66,151	60,810	50,957
3. 他会計長期借入返還金		0	0	0	0	0
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		0	0	0	0	0
5. そ の 他		0	0	0	0	0
計 (D)	167,991	168,488	167,593	163,252	152,399	

② 特環

(単位:千円)

区 分		年 度				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	800	800	800	800	800
		うち資本費平準化債	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	3,782	8,345
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	850	850	850	850	850
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0
	9. そ の 他	0	0	0	0	0
	計 (A)	1,650	1,650	1,650	5,432	9,995
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	1,650	1,650	1,650	5,432	9,995
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,930	1,930	1,930	1,930
うち職員給与費			0	0	0	0
2. 企 業 債 償 還 金		10,094	10,275	10,460	10,649	10,841
3. 他会計長期借入返還金		0	0	0	0	0
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		0	0	0	0	0
5. そ の 他		0	0	0	0	0
計 (D)	12,024	12,205	12,390	12,579	12,771	

(単位:千円)

区 分		年 度				
		令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	800	800	800	800	800
		うち資本費平準化債	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	5,925	3,153	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	850	850	850	850	850
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0
	9. そ の 他	0	0	0	0	0
	計 (A)	7,575	4,803	1,650	1,650	1,650
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	7,575	4,803	1,650	1,650	1,650
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,930	1,930	1,930	1,930
うち職員給与費			0	0	0	0
2. 企 業 債 償 還 金		8,558	6,056	357	382	98
3. 他会計長期借入返還金		0	0	0	0	0
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		0	0	0	0	0
5. そ の 他		0	0	0	0	0
計 (D)	10,488	7,986	2,287	2,312	2,028	

(1) 支出の見通しについて

① 公共

収益的支出は、水洗化人口の増加に伴い、有収水量が増加、および物価上昇などの影響により、今後は増加する見込みです。

資本的支出は、企業債の償還費用や当面の新設・改築事業費に将来の物価上昇を考慮して試算しています。なお、施設の老朽化状況等によって費用は変動する可能性がありますが、おおむね横ばいで推移する見込みです。

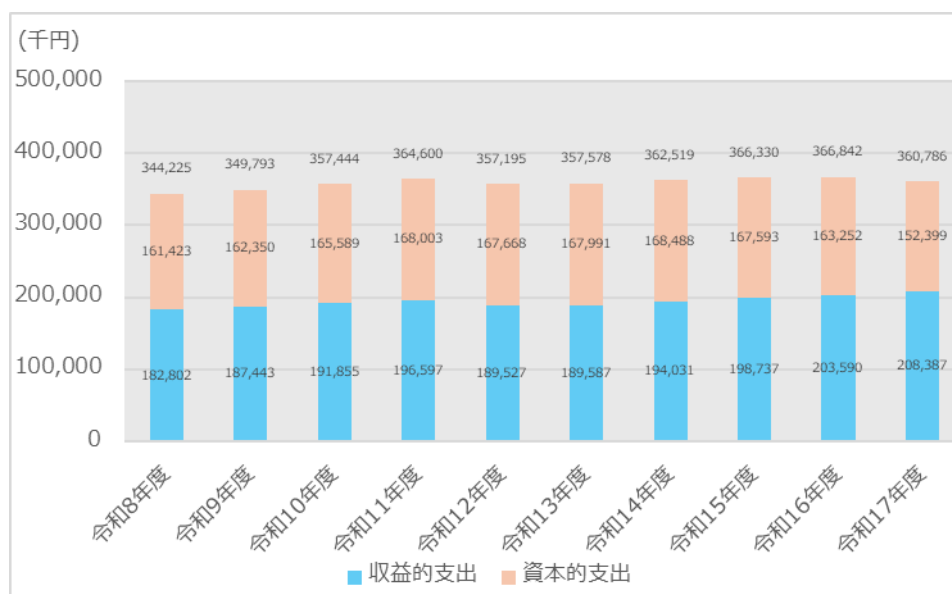


図6-1 支出の見通し（公共）

② 特環

収益的支出は、人口減少に伴う有収水量の減少があるものの、物価上昇などの影響により、今後はわずかに横ばいで推移する見込みです。

資本的支出は、企業債の償還費用や当面の改築事業費に将来の物価上昇を考慮して試算しています。なお、施設の老朽化状況によって改築費用は変動する可能性がありますが、新規整備事業は計画していません。

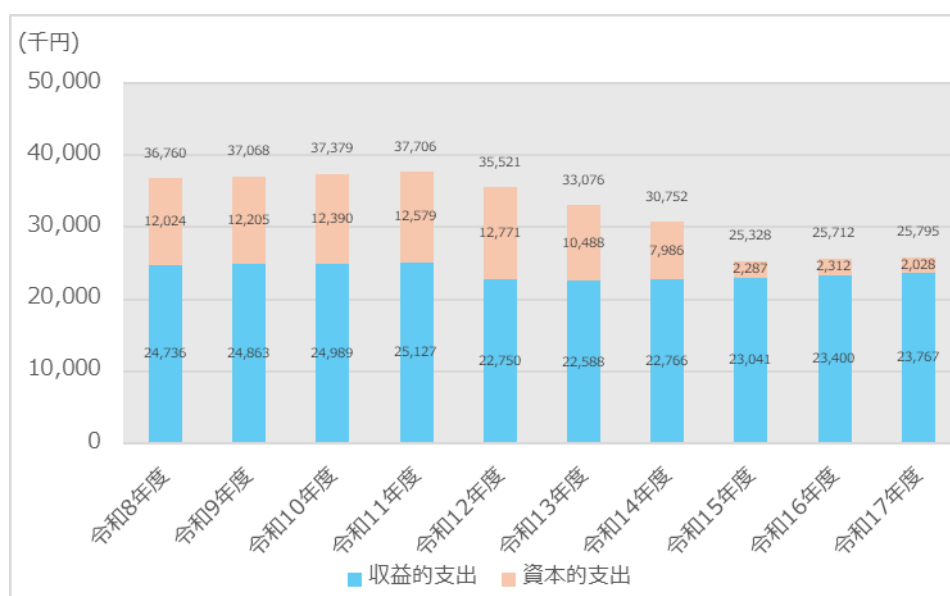


図6-2 支出の見通し（特環）

(2) 使用料収入の見通しについて

① 公共

公共の使用料収入は、令和14年度に20%の使用料改定を想定して予測しています。新規整備や未水洗化住宅の水洗化の促進による水洗化人口の増加を踏まえ、使用料収入は増加すると予測しています。

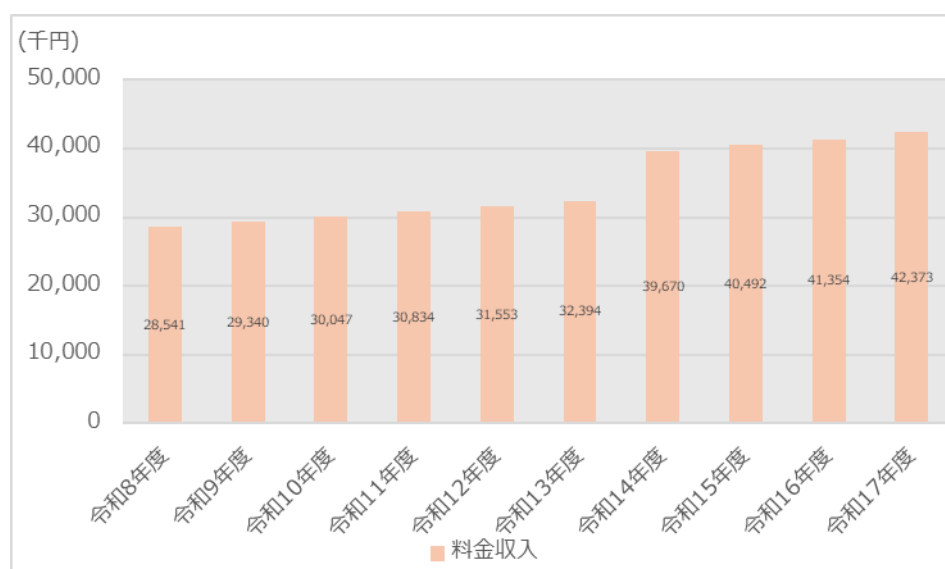


図6-3 使用料収入の見通し（公共）

② 特環

特環の使用料収入も公共と同様に令和14年度に20%の使用料改定を想定して予測しています。新規整備は予定していないものの、未水洗化住宅の水洗化促進による水洗化人口の増加と人口減少の影響を踏まえ、使用料改定時以外は横ばいで推移すると予測しています。

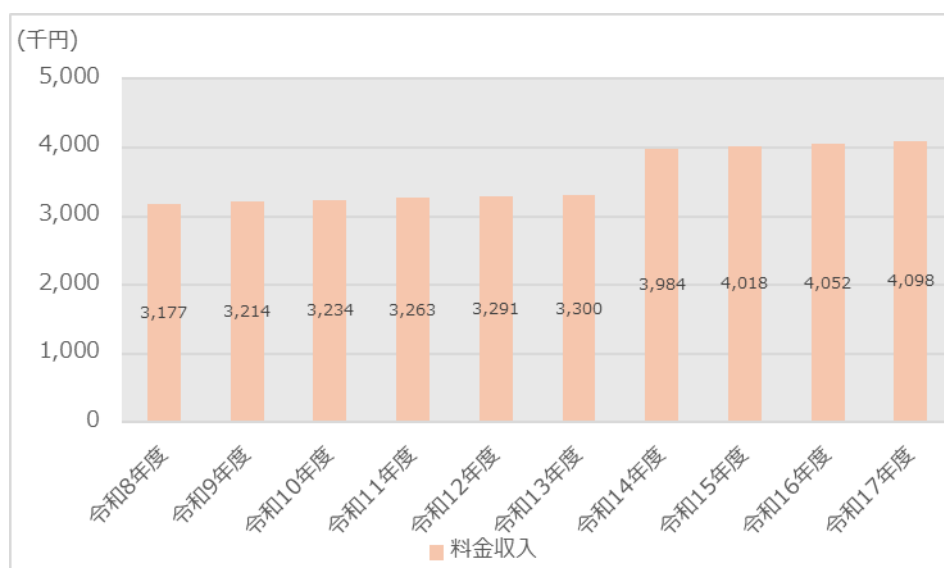


図6-4 使用料収入の見通し（特環）

(3) 企業債残高の見通しについて

① 公共

公共は未整備区域があるものの、整備のピークは越えているため、企業債残高は徐々に減少する見込みです。ただし、今後本格化する改築事業に伴う借入により増加する可能性があるため、計画的な改築により急激な増加を予防していきます。

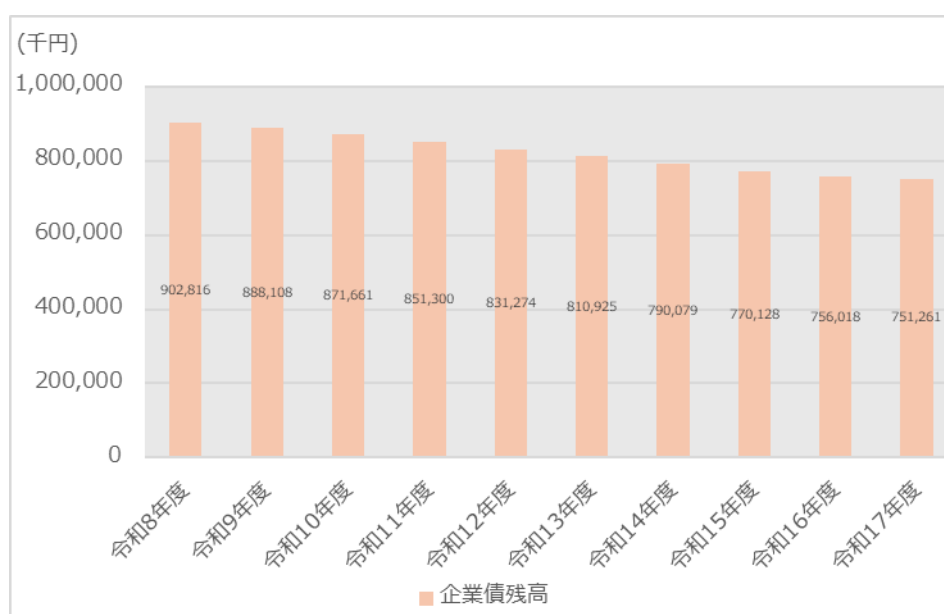


図6-5 企業債残高の見通し（公共）

② 特環

特環は整備済みのため、企業債残高は徐々に減少する見込みです。ただし、今後本格化する改築事業に伴う借入により増加する可能性があるため、計画的な改築により急激な増加を予防していきます。

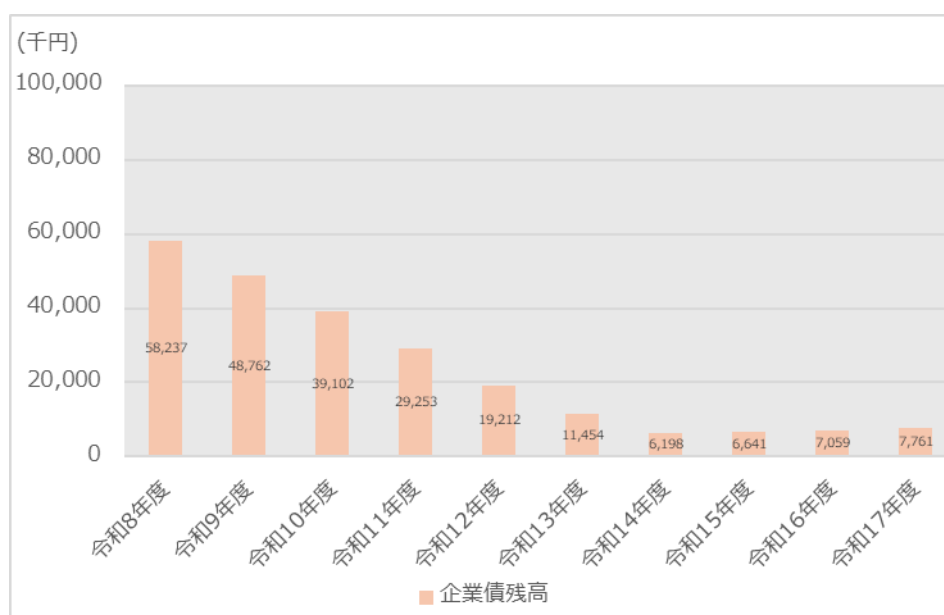


図6-6 企業債残高の見通し（特環）

(4) 一般会計繰入金の見通しについて

① 公共

公共・特環は、使用料収入のほか、一般会計からの繰入金で運営されています。一般会計繰入金には、運転・管理費用に充てる「収益的収入への繰入」と、施設の新設や改築費用に充てる「資本的収入への繰入」があります。

本町の公共は、整備が完了しつつあるため、資本的収入への繰入は多くは見込まれませんが、物価上昇による維持管理費の増加により、収益的収入への繰入は増加する見込みであり、削減に向けた取り組みを進めていきます。

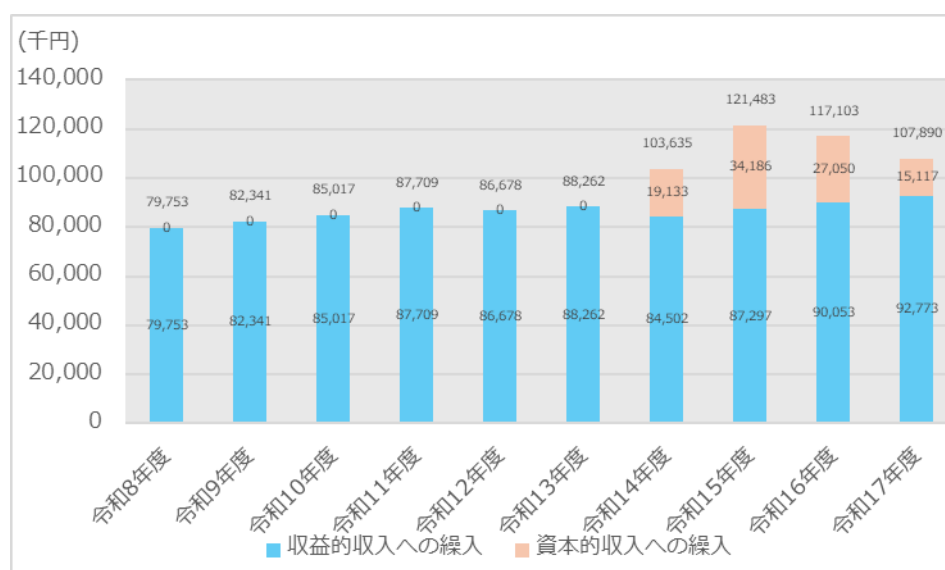


図6-7 一般会計繰入金の見通し（公共）

② 特環

本町の特環は、整備が完了しているため、資本的収入への繰入はほぼ見込まれませんが、物価上昇による維持管理費の増加により、収益的収入への繰入は増加する見込みであり、削減に向けた取り組みを進めていきます。

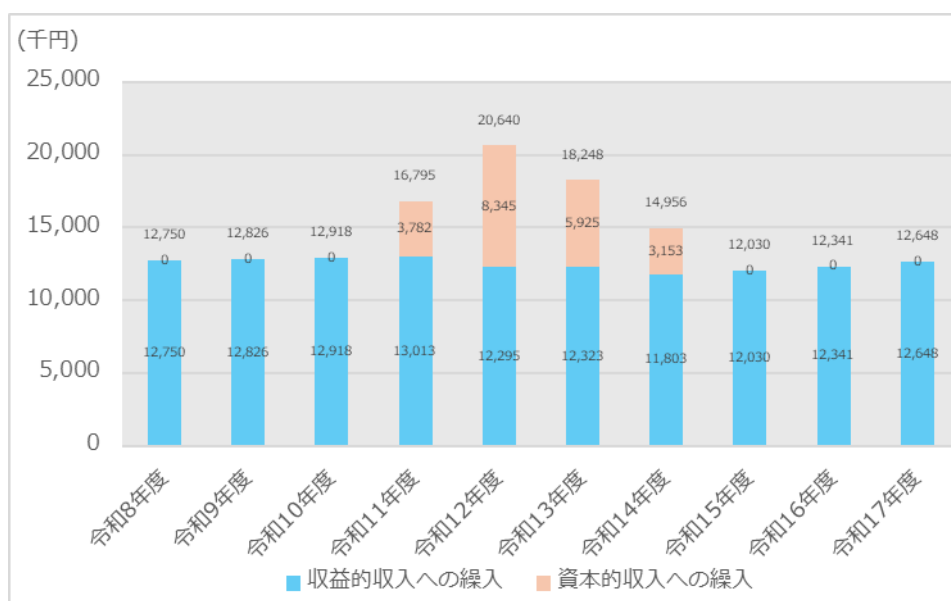


図6-8 一般会計繰入金の見通し（特環）

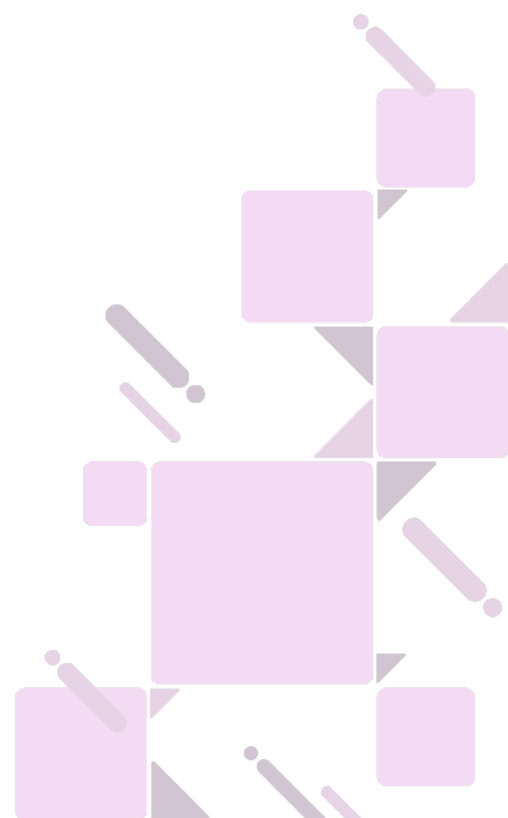
第7章

進捗管理

7-1 基本方針

7-2 モニタリング手法

7-3 経費回収率向上のためのロードマップ



第7章 進捗管理

7-1 基本方針

経営戦略に基づく事業の推進に当たっては、PDCA サイクルに基づき、施策の実施進捗等を毎年度確認するとともに、概ね5年毎に蓄積した問題点や改善点を踏まえ計画を見直していくことで、経営の効率化や安定的な事業運営を目指すことが求められます。

また、町内の人口や流入汚水量の動向・事業の経営状況・国庫補助の状況等、様々な事業環境の変化を鑑みて、必要に応じて基本方針等の見直しを行います。

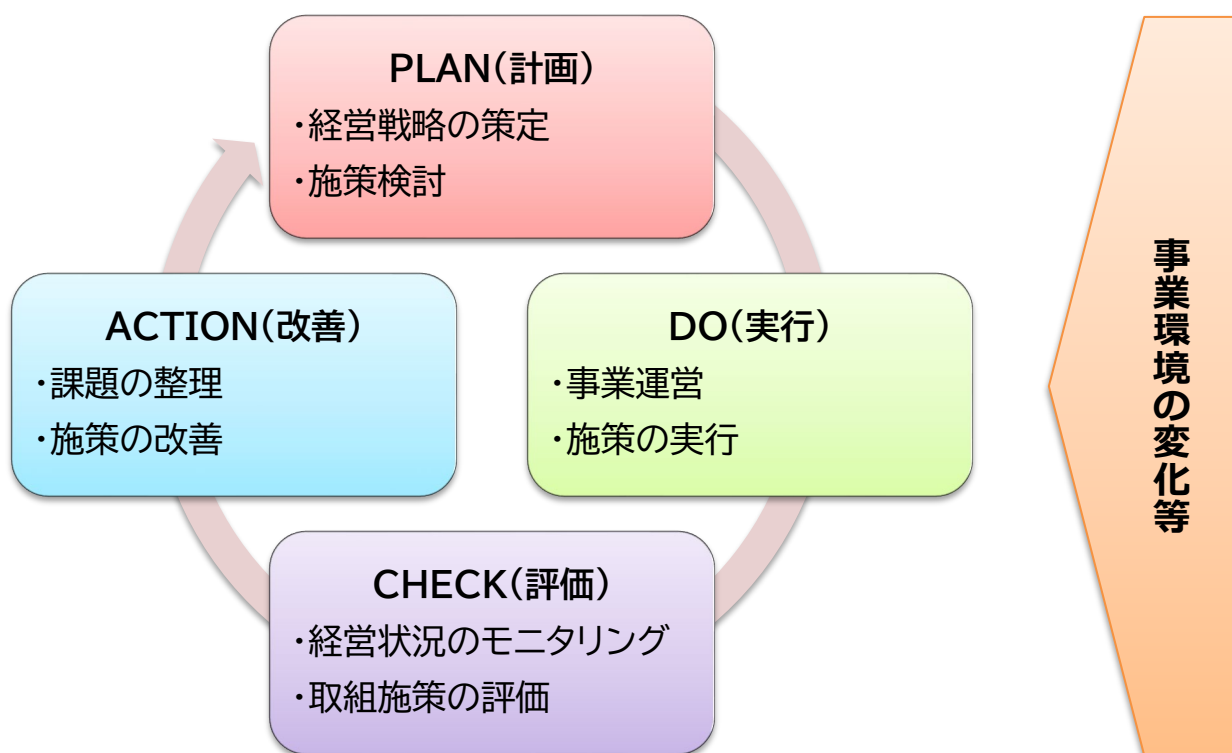


図7-1 経営戦略の進捗管理のイメージ図

7-2 モニタリング手法

本経営戦略の達成状況を確認するため、重要業績指標（KPI）を設定しました。

本経営戦略では、この指標の予測値と実績値を比較することにより、施策の効果や進捗をモニタリングします。

なお、ウォーターPPPの導入については、周辺市町や広島県の動向などを踏まえて、導入の可能性について検討を行います。

水洗化率は100%を目標とする数値ですが、水洗化は町民の皆様の生活様式にも影響を与えることから、短期間での推進は困難であるため、継続的な取り組みにより、段階的に向上させていくことを想定した目標値としています。

経費回収率は本来80%以上を目標とすべき数値です。接続状況などを考慮して、適宜使用料改定を検討していきますが、本計画では実施可能な範囲で使用料改定を行うことを想定し、現在の目標値としています。

表7-1 KPIの設定値

指標	算式・評価項目	事業	R6年度 実績値	R17年度 目標値
ウォーターPPP 導入検討	導入の可能性について検討を行う。	公共	-	-
		特環	-	-
水洗化率 (%)	水洗便所設置済人口／処理区域内人口×100	公共	48.2	67.0
		特環	75.2	84.0
経費回収率 (%)	下水道使用料収入／汚水処理費×100	公共	30.2	49.0
		特環	29.9	32.0

7-3 経費回収率向上のためのロードマップ

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進」に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

(1) ロードマップ

経営戦略については概ね5年ごとに、問題点や改善点を踏まえ見直しを行います。その際に経費回収率向上に向けた取り組みについて検討を行います。

当面は、公共・特環と農集の料金体系の相違があることから、料金の統一を中心に議論を進めます。また、経営状況のモニタリングにより、必要に応じて適正な使用料の検討を行います。

また、広島県主導の広域化・共同化や官民連携（PPP/PFI）手法について検討を随時進めることで経費の抑制の可能性について検討を行います。

表7-2 経費回収率向上に向けたロードマップ

項目	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度	2030年度 令和12年度	2031年度 令和13年度	2032年度 令和14年度	2033年度 令和15年度	2034年度 令和16年度	2035年度 令和17年度
経営戦略計画期間		経営戦略計画期間（令和7年度改定）									
経営戦略改定											
改定後計画期間							経営戦略計画期間（令和12年度改定）				
下水道使用料の改定検討											
広域化・共同化	継続検討・実施										

(2) 業務目標

1) 計画期間

- ・令和8(2026)年度～令和17(2035)年度の10年間

2) 取組内容

- ・経営戦略の定期的な見直し
- ・適正な使用料検討(農集との使用料体系統一化含む)
- ・広島県広域化・共同化計画における施策の導入・実施検討

3) 業務目標

- ・経費回収率及び水洗化率の向上

(3) 業績目標の見通し

経営戦略策定期間である令和8年度から令和17年度の10年間における収支計画より、経費回収率の見通しは次のとおりとなります。中間年において実績を踏まえ使用料検討（使用料体系の統一化）を行うことで経費回収率の向上を目指します。

表7-3 経費回収率の推移（公共）

項目	単位	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
経費回収率	使用料単価	(円/m ³)	246.7	246.7	246.7	246.7	246.7	246.7	246.7	296.1	296.1	296.1	296.1
	汚水処理原価	(円/m ³)	879.1	606.4	604.1	604.2	603.1	603.8	602.5	604.9	607.2	609.2	609.3
		(%)	28.1%	40.7%	40.8%	40.8%	40.9%	40.9%	41.0%	48.9%	48.8%	48.6%	48.6%

表7-4 経費回収率の推移（特環）

項目	単位	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度	
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
経費回収率	使用料単価	(円/m ³)	206.3	206.3	206.3	206.3	206.3	206.3	206.3	247.6	247.6	247.6	247.6
	汚水処理原価	(円/m ³)	735.4	688.8	697.3	709.6	720.7	731.6	747.6	761.3	773.2	785.5	796.0
		(%)	28.1%	30.0%	29.6%	29.1%	28.6%	28.2%	27.6%	32.5%	32.0%	31.5%	31.1%

※公共との使用料単価及び汚水処理原価の差は、水利用形態の違いによるものであり、料金体系は同一である。

第 8 章

参考資料

8-1 総務省様式

8-2 用語集



第 8 章 参考資料

8-1 総務省様式

(1) 公共

別添2-1

世羅町公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 世羅町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成21年度 (供用開始後16年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適用(全部適用)
処理区域内人口密度	17.3人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	甲世地区 1区		
処理場数	甲世浄化センター 1処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	「広島県下水道事業広域化・共同化計画」に基づき、汚泥の燃料化、業務の共同発注、危機管理・執行体制の共同化など、事業の効率化のための取り組みについて、広島県や関連市町とともに、継続的に調査・検討・実施を進める予定としています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統合を含む。)、③施設の統合(処理区の統合を伴わない。)を指す。

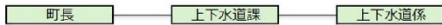
② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金と通増型従量料金を組み合わせた二部料金制を採用しています。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	使用業態、揚水設備の能力、使用状況その他の事情を考慮して使用水量を認定。 設定使用水量が、1月100m ³ 以上の事業者においては、計測装置を設置し使用水量を認定。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当する使用料体系はありません。				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	4,950 円(税抜)	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	4,591 円(税抜)
	令和5年度	4,950 円(税抜)		令和5年度	4,682 円(税抜)
	令和6年度	4,950 円(税抜)		令和6年度	4,700 円(税抜)

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	3名体制(損益勘定職員:3名、資本勘定職員0名)で運営しています。
事業運営組織	<p>本事業に関する組織体制は下図のとおりです。</p>  <pre> graph LR A[町長] --- B[上下水道課] B --- C[上下水道係] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場・マンホールポンプ等の運転管理業務を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	現在は導入していませんが、今後状況に応じて検討していきます。
	ウ PPP・PFI	現在は導入していませんが、今後状況に応じて検討していきます。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	現在は導入していませんが、今後状況に応じて検討していきます。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	現在は導入していませんが、今後状況に応じて検討していきます。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

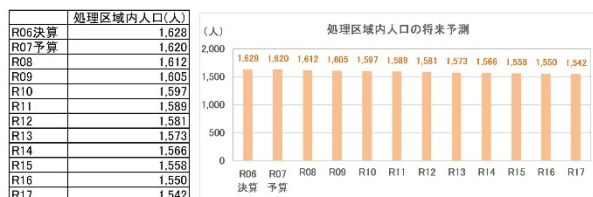
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別添のとおりです。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

行政人口は、事業計画で採用している予測人口(世羅町人口ビジョン)と整合を図った予測値としています。
 行政人口は緩やかな減少傾向となります。
 処理区域内人口は、整備を進めることによる増加分を人口減少が上回り、緩やかに減少する傾向となります。



(2) 有収水量の予測

処理区域内人口に水洗化率を乗じて水洗化人口を算定しました。
 水洗化は全体計画目標年度である令和32年度の5年後の令和37年度に完了することを想定して増加させています。
 算定した水洗化人口に汚水処理原単位を乗じることで有収水量を算定しました。
 処理区域内人口の増加や水洗化率の上昇に応じて、有収水量は増加する予測となります。



(3) 使用料収入の見通し

有収水量に使用料単価を乗じて算定しました。
 使用料単価は過年度実績平均より設定しています。
 令和14年度に料金改定を行うことを見込んでいます。



(4) 施設の見直し

・管路施設は最も古いもので供用開始後20年程度であるため、老朽化の兆候は見られません。点検・調査による状態監視を続けます。
 ・処理場施設(主に機械・電気設備)は耐用年数を超過するものが今後増加してくる見込みであるため、予防保全的に更新を行います。

(5) 組織の見直し

令和7年度時点において、3名体制であり、類似団体と比較しても少人数での運営となっています。専門性を考慮した人員配置や上下水道間の連携、民間委託による職員負担の軽減方策を検討を進めることとし、当面は現状の組織体制で事業運営を行う予定とします。

3. 経営の基本方針

(1) 経営・運営の効率化(人)
 維持管理業務の民間委託の継続的実施や、委託内容の拡大、事業の共同化・広域化を検討し、職員負担の低減や事業の効率化に努めていきます。

(2) 効率的な整備と普及促進(モノ、カネ)
 土地利用状況等を考慮し、より多くの下水道接続人口が見込めるように整備予定区域について適宜再考した上で、合理的に整備を進めていきます。また、今後、増大することが予測される修繕・改築需要に、財政負担や、企業債が急激に増大しないように計画的に対応するため、予防保全型の改築更新により事業の平準化を図ります。

(3) 経営の健全化(カネ)
 水洗化率向上による使用料収入の向上、支出の削減に努めるとともに、経費回収率の状況に注視しながら使用料改定の必要性を検証し、経営基盤強化に取り組めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
 ※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	下水道の普及と施設の健全性を維持することを目標とし、新規整備費と改築・更新事業費を計上します。
-----	---

・建設改良費は、管路施設の新規整備とストックマネジメント計画に基づく改築・更新の想定費用を見込んでいます。全体計画目標年度である令和32年度に新規整備は完了できるように管路整備費用を見込んでいます。
 ・将来の企業債償還費が増大しないよう、事業費は極力平準化しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	1. 収益的収支に関する財源の目標 ・主に使用料収入、他会計補助金(一般会計繰入金)を計上しています。 ・経費回収率の改善を目標とし、普及率・接続率向上による使用料収入の増加を想定しています。 2. 資本的収支に関する財源の目標 交付金事業を活用し、財源を確保します。建設改良費の財源として、国庫補助金・企業債・他会計補助金(一般会計繰入金)を計上しています。
-----	--

1. 収益的収支に関する財源の説明
 (1) 使用料収入
 ・令和32年度に整備完了、5年後の令和37年度に水洗化完了するように接続率が向上することを想定して、使用料収入の増加を見込んでいます。
 (2) 他会計補助金
 ・営業外収益として高資本費対策経費等の基準内繰入金を計上しています。

2. 資本的収支に関する財源の説明
 ・建設改良費(管渠・処理場の整備費用及び事務費)の財源として、企業債・国庫補助金・他会計補助金(一般会計繰入金)を計上しています。
 ・他会計負担金(企業債償還金に係る基準内繰入金)を計上しています。
 ・他会計補助金(建設改良費及び企業債償還金に係る基準外繰入金)を計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・主に処理場の維持管理費を計上しています。
 ・処理場の維持管理費は、過年度実績の平均値や直近の決算値・予算値を参考として設定し、物価上昇率を考慮して計上しています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在実施中のものはありませんが、「広島県下水道事業広域化・共同化計画」に基づく維持管理や危機管理の共同化・広域化を検討し、コストの縮減や効率化に努めていきます。
投資の平準化に関する事項	下水道ストックマネジメント計画を活用し、老朽化した施設の対策と投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現時点で具体的な予定はありませんが、情報収集を図りながら、民間活力の活用を検討していきます。
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	農業集落排水事業と料金体系が異なることから、統一化の必要性について検討するとともに、公共下水道、特定環境保全公共下水道についても、料金改定の必要性について検討します。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	・引き続き、交付金事業の活用や交付税措置といった経営上有利となる起債を発行することで、適切な財源確保を検討していきます。 ・広報活動等による周知や滞納整理を行い、水洗化率の向上による財源確保に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現時点で具体的な予定はありませんが、情報収集を図りながら、民間活力の活用を検討していきます。
職員給与費に関する事項	職員の負担軽減の解消や技術伝承等を考慮した人員構成とし、職員数に増減がある場合は必要に応じて費用を見込んでいきます。
動力費に関する事項	施設更新時に省電力設備の導入、運転操作方法の調整による動力費の軽減を検討します。
薬品費に関する事項	効率的な維持管理による薬品費の軽減等を検討します。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づく計画的な維持管理を行うことで、修繕費の低減に努めます。
委託費に関する事項	業務効率化による経費削減に努めます。
その他の取組	収納率向上など財源確保につながる経費について、効果を検証しつつ取り組んでいきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略に基づく事業の推進に当たっては、PDCAサイクルに基づき、各種施策の実施進捗等を毎年度確認するとともに、概ね5年毎に蓄積した問題点や改善点を踏まえ本計画を見直していくことで、経営の効率化や安定的な事業運営を図ります。また、市内の人口や流入汚水量の動向・事業の経営状況・国庫補助の状況等、様々な情勢を鑑みて、必要に応じて本戦略の見直しを行います。
---------------------	--

(単位：千円)

区 分	年 度											
	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資本的収入	1. 企業標準化債	20,600	10,900	46,200	46,200	46,200	46,200	46,200	46,200	46,200	46,200	46,200
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	76,711	73,400	0	0	0	0	0	19,133	34,186	27,050	15,117
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6. 国(都道府県)補助金	5,020	3,860	51,100	51,100	51,100	51,100	51,100	51,100	51,100	51,550	51,100	
7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	102,331	88,160	97,300	97,300	98,250	97,300	97,300	97,300	116,433	131,486	125,300	112,417
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出	1. 建設改良費	102,331	88,160	97,300	97,300	98,250	97,300	97,300	116,433	131,486	125,300	112,417
	うち職員給与費	62,976	34,692	101,442	101,442	102,442	101,442	101,442	101,442	101,442	102,442	101,442
	2. 企業債償還金	56,010	57,985	59,981	60,908	63,147	66,561	66,226	66,549	67,046	60,810	50,957
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	118,986	92,677	161,423	162,350	165,589	168,003	167,668	167,991	168,488	167,593	163,252	152,399
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	16,655	4,517	64,123	65,050	67,339	70,703	70,368	70,691	52,055	36,107	37,952	39,982
補填財源	1. 損益動定留保資金	18,360	8,710	59,546	60,473	62,712	66,126	65,791	66,114	47,495	34,638	36,780
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	1,723	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	△ 1,705	△ 4,193	4,577	4,577	4,627	4,577	4,577	4,577	2,837	1,469	3,202
計	16,655	4,517	64,123	65,050	67,339	70,703	70,368	70,691	52,055	36,107	37,952	39,982
補填財源不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債残高	963,682	916,597	902,816	888,108	871,661	851,300	831,274	810,925	790,079	770,128	756,018	751,261

(単位：千円)

○他会計繰入金

区 分	年 度											
	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収支分	うち基準内繰入金	52,165	77,005	79,753	82,341	85,017	87,709	86,678	88,262	84,502	87,297	92,773
	うち基準外繰入金	52,140	6,200	38,337	40,028	41,668	43,355	41,205	41,742	43,314	44,934	48,134
	計	25	70,805	41,416	42,313	43,349	44,354	45,473	46,520	41,188	42,363	44,639
資本的収支分	うち基準内繰入金	76,711	0	0	0	0	0	0	0	19,133	34,186	15,117
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	76,711	0	0	0	0	0	0	0	19,133	34,186	15,117
合計	128,876	77,005	79,753	82,341	85,017	87,709	86,678	88,262	103,635	121,483	117,103	107,890

(2) 特環

別添2-1

世羅町公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 世羅町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成21年度 (供用開始後16年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適用(全部適用)
処理区域内人口密度	12.1人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	甲世地区 1区		
処理場数	甲世浄化センター 1処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	「広島県下水道事業広域化・共同化計画」に基づき、汚泥の燃料化、業務の共同発注、危機管理・執行体制の共同化など、事業の効率化のための取り組みについて、広島県や関連市町とともに、継続的に調査・検討・実施を進める予定としています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統合を含む。)、③施設の統合(処理区の統合を伴わない。)を指す。

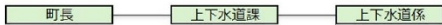
② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金と逦増型従量料金を組み合わせた二部料金制を採用しています。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	使用業態、揚水設備の能力、使用状況その他の事情を考慮して使用水量を認定。 設定使用水量が、1月100m ³ 以上の事業者においては、計測装置を設置し使用水量を認定。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当する使用料体系はありません。				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	4,950 円(税抜)	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和4年度	4,581 円(税抜)
	令和5年度	4,950 円(税抜)		令和5年度	4,264 円(税抜)
	令和6年度	4,950 円(税抜)		令和6年度	4,278 円(税抜)

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1名体制(損益勘定職員:1名、資本勘定職員0名)で運営しています。
事業運営組織	<p>本事業に関する組織体制は下図のとおりです。</p>  <pre> graph TD A[町長] --- B[上下水道課] B --- C[上下水道係] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場・マンホールポンプ等の運転管理業務を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	現在は導入していませんが、今後状況に応じて検討していきます。
	ウ PPP・PFI	現在は導入していませんが、今後状況に応じて検討していきます。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	現在は導入していませんが、今後状況に応じて検討していきます。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	現在は導入していませんが、今後状況に応じて検討していきます。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

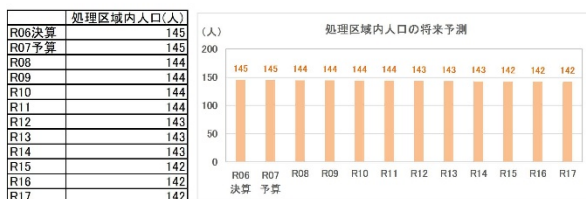
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別添のとおりです。

2. 将来の事業環境

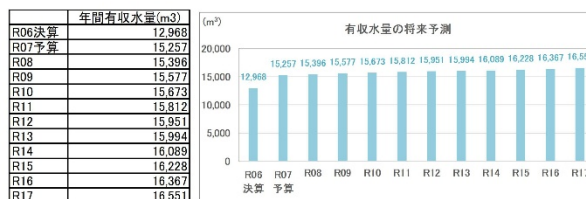
(1) 処理区域内人口の予測

行政人口は、事業計画で採用している予測人口(世羅町人口ビジョン)と整合を図った予測値としています。行政人口は緩やかな減少傾向となります。処理区域内人口は、整備が完了しているため、行政人口と同様に、緩やかに減少する傾向となります。



(2) 有収水量の予測

処理区域内人口に水洗化率を乗じて水洗化人口を算定しました。水洗化は全体計画目標年度である令和32年度の5年後の令和37年度に完了することを想定して増加させています。算定した水洗化人口に汚水処理原単位を乗じることで有収水量を算定しました。有収水量は当面の間はほぼ横ばいで推移すると見込まれます。



(3) 使用料収入の見通し

有収水量に使用料単価を乗じて算定しました。使用料単価は過年度実績平均より設定しています。令和14年度に料金改定を行うことを見込んでいます。



(4) 施設の見直し

・管路施設は最も古いもので供用開始後20年程度であるため、老朽化の兆候は見られません。点検・調査による状態監視を続けます。
 ・処理場施設(主に機械・電気設備)は耐用年数を超過するものが今後増加してくる見込みであるため、予防保全的に更新を行います。

(5) 組織の見直し

令和7年度時点において、1名体制であり、類似団体と比較しても少人数での運営となっています。専門性を考慮した人員配置や上下水道間の連携、民間委託による職員負担の軽減方策を検討を進めることとし、当面は現状の組織体制で事業運営を行う予定とします。

3. 経営の基本方針

(1) 経営・運営の効率化(人)
 維持管理業務の民間委託の継続的実施や、委託内容の拡大、事業の共同化・広域化を検討し、職員負担の低減や事業の効率化に努めていきます。

(2) 効率的な整備と普及促進(モノ、カネ)
 土地利用状況等を考慮し、より多くの下水道接続人口が見込めるように整備予定区域について適宜再考した上で、合理的に整備を進めていきます。また、今後、増大することが予測される修繕・改築需要に、財政負担や、企業債が急激に増大しないように計画的に対応するため、予防保全型の改築更新により事業の平準化を図ります。

(3) 経営の健全化(カネ)
 水洗化率向上による使用料収入の向上、支出の削減に努めるとともに、経費回収率の状況に注視しながら使用料改定の必要性を検証し、経営基盤強化に取り組めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	下水道施設の健全性を維持することを目標とし、改築・更新事業費を計上します。
-----	---------------------------------------

・建設改良費は、ストックマネジメント計画に基づく改築・更新の想定費用を見込んでいます。
 ・将来の企業債償還費が増大しないよう、事業費は極力平準化しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	1. 収益的収支に関する財源の目標 ・主に使用料収入、他会計補助金(一般会計繰入金)を計上しています。 ・経費回収率の改善を目標とし、普及率・接続率向上による使用料収入の増加を想定しています。 2. 資本的収支に関する財源の目標 交付金事業を活用し、財源を確保します。建設改良費の財源として、国庫補助金・企業債・他会計補助金(一般会計繰入金)を計上しています。
-----	--

1. 収益的収支に関する財源の説明

(1) 使用料収入
 ・令和32年度に整備完了、5年後の令和37年度に水洗化完了するように接続率が向上することを想定して、使用料収入を算定しています。

(2) 他会計補助金
 ・営業外収益として高資本費対策経費等の基準内繰入金を計上しています。

2. 資本的収支に関する財源の説明
 ・建設改良費(管渠・処理場の整備費用及び事務費)の財源として、企業債・国庫補助金・他会計補助金(一般会計繰入金)を計上しています。
 ・他会計負担金(企業債償還金に係る基準内繰入金)を計上しています。
 ・他会計補助金(建設改良費及び企業債償還金に係る基準外繰入金)を計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・主に処理場の維持管理費を計上しています。
 ・処理場の維持管理費は、過年度実績の平均値や直近の決算値・予算値を参考として設定し、物価上昇率を考慮して計上しています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在実施中のものはありませんが、「広島県下水道事業広域化・共同化計画」に基づく維持管理や危機管理の共同化・広域化を検討し、コストの縮減や効率化に努めていきます。
投資の平準化に関する事項	下水道ストックマネジメント計画を活用し、老朽化した施設の対策と投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現時点で具体的な予定はありませんが、情報収集を図りながら、民間活力の活用を検討していきます。
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	農業集落排水事業と料金体系が異なることから、統一化の必要性について検討するとともに、公共下水道、特定環境保全公共下水道についても、料金改定の必要性について検討します。
資産活用による収入増加の取組について	—
その他の取組	・引き続き、交付金事業の活用や交付税措置といった経営上有利となる起債を発行することで、適切な財源確保を検討していきます。 ・広報活動等による周知や滞納整理を行い、水洗化率の向上による財源確保に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現時点で具体的な予定はありませんが、情報収集を図りながら、民間活力の活用を検討していきます。
職員給与費に関する事項	職員の負担軽減の解消や技術伝承等を考慮した人員構成とし、職員数に増減がある場合は必要に応じて費用を見込んでいきます。
動力費に関する事項	施設更新時に省電力設備の導入、運転操作方法の調整による動力費の軽減を検討します。
薬品費に関する事項	効率的な維持管理による薬品費の軽減等を検討します。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づく計画的な維持管理を行うことで、修繕費の低減に努めます。
委託費に関する事項	業務効率化による経費削減に努めます。
その他の取組	収納率向上など財源確保につながる経費について、効果を検証しつつ取り組んでいきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略に基づく事業の推進に当たっては、PDCA サイクルに基づき、各種施策の実施進捗等を毎年度確認するとともに、概ね5年毎に蓄積した問題点や改善点を踏まえ本計画を見直していくことで、経営の効率化や安定的な事業運営を図ります。また、町内の人口や流入汚水量の動向・事業の経営状況・国庫補助の状況等、様々な情勢を鑑みて、必要に応じて本戦略の見直しを行います。
---------------------	---

(単位：千円、%)

区	年度	年度																
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度					
収益的	1. 営業収益	2,777	3,152	3,181	3,218	3,238	3,267	3,295	3,304	3,988	4,022	4,056	4,102					
	(1) 料収入	2,774	3,148	3,177	3,214	3,234	3,263	3,291	3,300	3,984	4,018	4,052	4,098					
	(2) 受託工事収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	(3) その他	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4					
	2. 営業外収益	18,308	21,741	21,555	21,645	21,751	21,860	19,455	19,284	18,778	19,019	19,344	19,665					
	(1) 補助金	5,922	9,327	12,750	12,826	12,918	13,013	12,295	12,323	11,803	12,030	12,341	12,648					
	他会計補助金	5,922	9,327	12,750	12,826	12,918	13,013	12,295	12,323	11,803	12,030	12,341	12,648					
	その他補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	(2) 長期前受金	12,367	12,391	8,786	8,800	8,814	8,828	7,141	6,942	6,956	6,970	6,984	6,998					
	(3) その他	19	23	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19					
収益的	1. 営業費用	21,085	24,893	24,736	24,863	24,989	25,127	22,750	22,588	22,766	23,041	23,400	23,767					
	(1) 職員給与	3,352	2,834	4,372	4,442	4,514	4,588	4,663	4,740	4,818	4,897	4,979	5,062					
	基本給	1,590	1,322	2,254	2,299	2,345	2,392	2,440	2,489	2,539	2,589	2,641	2,694					
	退職給付	225	0	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150					
	その他	1,537	1,512	1,968	1,993	2,019	2,046	2,073	2,101	2,129	2,158	2,188	2,218					
	(2) 経費	4,791	8,386	6,232	6,420	6,607	6,808	7,006	7,217	7,430	7,650	7,878	8,112					
	動力費	504	488	519	535	551	567	584	602	620	638	658	677					
	修繕費	880	938	1,057	1,088	1,121	1,155	1,189	1,223	1,261	1,300	1,339	1,379					
	材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	その他	3,407	6,960	4,656	4,797	4,935	5,086	5,233	5,390	5,549	5,712	5,881	6,056					
支出	(3) 減価償却費	12,367	12,391	12,958	12,990	13,022	13,054	10,577	10,296	10,328	10,360	10,392	10,424					
	2. 営業外費用	1,700	1,354	1,174	1,011	846	677	504	335	190	134	151	169					
	(1) 支払利息	1,526	1,354	1,174	1,011	846	677	504	335	190	134	151	169					
	(2) その他	174	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	支出計	22,210	24,965	24,736	24,863	24,989	25,127	22,750	22,588	22,766	23,041	23,400	23,767					
	増減	△ 1,125	△ 72	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	特別利益	0	243	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	特別損益	0	243	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	当年度純利益(又は純損失)(E)+(H)	△ 1,125	171	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
繰越利益剰余金又は累積欠損金	(1) 繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	繰越利益剰余金	22,702	21,972	15,868	9,601	3,167	0	△ 1	△ 1	△ 1	2,850	5,694	8,840					
	うち未収金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	負債	9,741	9,912	10,094	10,275	10,460	10,649	10,841	8,558	6,056	357	382	98					
	うち建設改良費	9,741	9,912	10,094	10,275	10,460	10,649	10,841	8,558	6,056	357	382	98					
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	うち未払金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	繰越利益剰余金比率((I)/(A)-(B) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した額の不足	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B)	2,777	3,152	3,181	3,218	3,238	3,267	3,295	3,304	3,988	4,022	4,056	4,102					
地方財政法による((L)/(M) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
健全化法施行令第16条により算定した額の不足	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
健全化法施行令第6条に規定する解消可能な資金不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
健全化法施行令第17条により算定した額の不足	2,777	3,152	3,181	3,218	3,238	3,267	3,295	3,304	3,988	4,022	4,056	4,102						
健全化法第22条により算定した額の不足比率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						

(単位：千円)

区	年度	年度														
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度			
資本的収入	1. 企業標準化債	0	0	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金	9,741	9,912	0	0	3,782	8,345	5,925	3,153	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	850	850	850	850	850	850	850	850	850	850	850	850	850
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収入	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	9,741	9,912	1,650	1,650	5,432	9,995	7,575	4,803	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650
	(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(C)	9,741	9,912	1,650	1,650	5,432	9,995	7,575	4,803	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650
	1. 建設改良費	0	0	1,930	1,930	1,930	1,930	1,930	1,930	1,930	1,930	1,930	1,930	1,930	1,930	1,930
	うち職員給与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出	2. 企業債償還金	9,741	9,912	10,094	10,275	10,460	10,649	10,841	8,558	6,056	357	382	382	382	382	98
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(D)	9,741	9,912	12,024	12,205	12,390	12,579	12,771	10,488	7,986	2,287	2,312	2,312	2,312	2,028	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(E)	0	0	10,374	10,555	10,740	7,147	2,776	2,913	3,183	637	662	662	662	378	
	1. 損益動定留保資金	886	901	10,276	10,457	10,642	7,393	3,437	3,354	3,372	539	564	564	564	280	
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(F)	△ 886	△ 901	98	98	98	△ 246	△ 661	△ 441	△ 189	98	98	98	98	98	
補填財源	(F)	0	0	10,374	10,555	10,740	7,147	2,776	2,913	3,183	637	662	662	662	378	
	(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	他会計借入金残高(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	企業債残高(H)	77,443	67,531	58,237	48,762	39,102	29,253	19,212	11,454	6,198	6,641	7,059	7,059	7,059	7,761	

(単位：千円)

○他会計繰入金

区	年度	年度												
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
収益的収支分	うち基準内繰入金	5,922	9,399	12,750	12,826	12,918	13,013	12,295	12,323	11,803	12,030	12,341	12,341	12,648
	うち基準外繰入金	5,922	1,354	5,346	5,201	5,054	4,903	3,940	3,689	3,562	3,524	3,559	3,559	3,595
	うち繰越	9,741	8,045	7,404	7,625	7,864	8,110	8,355	8,634	8,241	8,506	8,782	8,782	9,053
資本的収支分	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	3,782	8,345	5,925	3,153	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	15,663	9,399	12,750	12,826	12,918	16,795	20,640	18,248	14,956	12,030	12,341	12,341	12,648

8-2 用語集

用語	説明	掲載ページ (初出のページ)
あ行		
維持管理費	日常の下水道施設の維持管理に要する経費で、処理場、マンホールポンプなどの電気代などの動力費、処理場の薬品費、補修費、委託費などとそれに係る人件費などによって構成。	19
一般会計繰入金	一般会計から下水道事業会計に繰り出されるお金(町民の税金)のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。	17
ウォーターPPP	水道や下水道などの水分野における公共施設を対象とした「官民連携」による事業方式の総称で、民間事業者が一定期間、施設の管理や更新を一体的に行う「管理・更新一体マネジメント方式」や、運営権そのものを民間事業者に委ねる「コンセッション方式」がある。	33
汚水処理費	維持管理費及び資本費の内、汚水処理に要した経費。	27
か行		
改築更新	既存の施設の老朽化などにより、施設の全部または一部(修繕に該当するものを除く)の再建設あるいは取替えを行うこと。	2
官民連携 (PPP/PFI) 手法	公共施設などの建設、維持管理、運営などを行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫などを活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化などを図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI (Private Finance Initiative) など、様々な方式があります。これをPPP (Public Private Partnership) と呼ぶことから、PPP/PFIと呼称する場合もある。	33
企業債償還費	建設などの資産取得の財源として起こされた企業債に対する返済費用。	23
基準外繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づかないもの。赤字補てんのための繰入金。	25
基準内繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づくもの。具体的には雨水処理費・分流式下水道に要する経費・高資本費対策に要する経費・下水道事業債(特別措置分)の元利償還金を計上している。	25
経費回収率	汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料によって賄うことが原則。 (算式)使用料収入÷汚水処理費用(公費負担分を除く)	37
減価償却費	固定資産の取得原価を、利用する各年度の費用として割り当て、投下資本を回収する会計処理のこと。管路や設備などの資産は、整備後経年に伴い、資産価値が減少していくことから、その目減り分を経費として計上する。	39

用語	説明	掲載ページ (初出のページ)
さ行		
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行なう建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出とその財源となる収入。	42
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。	40
従量料金制	下水道利用水量に応じて料金を決める方法。	14
重要業績指標 (KPI)	中長期的な見通しを持った計画として、重点目標を実現する政策パッケージごとに進捗を示すための指標 (KPIはKey Performance Indicatorの略)。	54
処理区域	下水道に接続可能な区域。 処理区域内人口は、その区域内に居住する人数。	8
水洗化	下水道の処理区域内で実際に水洗便所を設置して汚水を処理できる状況とすること。 水洗化人口は、汚水処理ができる状況となっている人口。	12
水洗化率	下水道の処理区域内人口に対して、水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合。 (算式)水洗便所設置済÷人口処理区域内の行政人口	12
ストックマネジメント計画	下水道施設 (ストック) の老朽化の進展状況を長期的に予測し、点検・調査、修繕・改築を計画的かつ効率的に管理する手法。	3
た行		
長期前受金戻入	減価償却が資産取得経費を使用期間全体に割り振る一方、その財源 (国庫補助金・受贈財産評価額・県補助金・工事負担金) を収益として割り振ること。長期前受金戻入は、あくまでも帳簿上の処理で、実際の現金処理はない。	39
ま行		
未普及対策	下水道が未整備の地区における下水道整備や、代替手法の検討、民間活力の利用による整備の推進などの対策。	2
や行		
有収水量	使用料徴収の対象となる水量	12